

第1節 防災組織・防災拠点の整備・充実

災害対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、市及び防災関係機関は、防災体制を整備し、広域的な応援も含めた防災関係機関相互の連携を強化するとともに、地域全体の防災力の向上に結び付く自主防災組織等の整備を促進して、防災組織体制の万全を期す。

第1 市の防災組織

1 伊達市防災会議

市は、防災会議を設置し、地域防災計画に基づき、計画の具体的な実践と防災対策の推進を図るとともに、関係市町村及び防災関係機関との協力体制の整備を図る。

(1) 設置の根拠

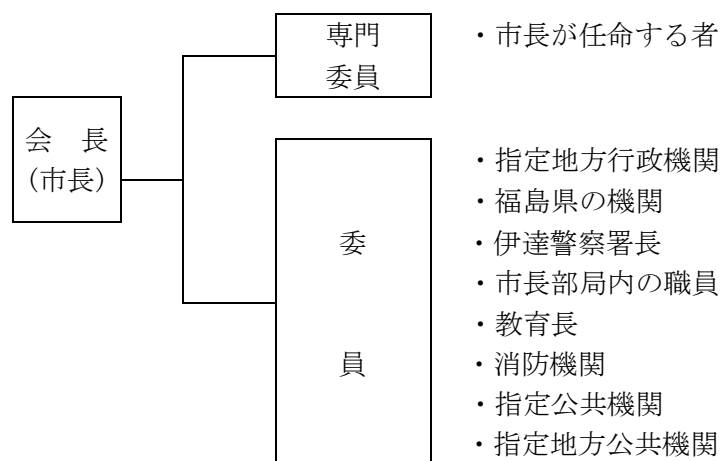
災害対策基本法第16条

(2) 所掌事務

- ① 地域防災計画の策定及びその実施を推進すること。
- ② 市の地域にかかる災害が発生した場合、当該災害に関する情報を収集すること。
- ③ 市の地域にかかる災害が発生した場合、当該災害に係る災害応急対策及び災害復旧に関し、市並びに関係指定地方行政機関、関係市町村、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関相互間の連絡調整を図ること。
- ④ 非常災害に際し、緊急措置に関する計画を作成し、かつ、その実施推進を図ること。
- ⑤ 水防法（昭和24年法律第193号）第32条の水防計画を調査審議すること。
- ⑥ 上記に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務に関すること。

(3) 組織

防災会議の組織は、次の防災機関の長又はその指名する職員によって構成される。



区 分	防 災 機 関	委員数
第1号委員	福島農政事務所長、福島森林管理署長 福島地方気象台次長、東北地方整備局福島河川国道事務所長	4人
第2号委員	福島県県北地方振興局長、福島県県北保健福祉事務所長 福島県県北建設事務所長、福島県県北農林事務所長	4人
第3号委員	伊達警察署長	1人
第4号委員	伊達市副市長、伊達市総務部長、伊達市地域振興対策政策監 伊達市市長直轄理事、伊達市地域創生担当理事、伊達市財務部長 伊達市産業部長、伊達市健康福祉部長、伊達市市民生活部長 伊達市こども部長、伊達市建設部長、伊達市上下水道部長 伊達市教育部長	13人
第5号委員	伊達市教育委員会教育長	1人
第6号委員	伊達地方消防組合消防長、伊達市消防団長	2人
第7号委員	東日本電信電話株式会社福島支店、東北電力株式会社福島営業所	2人
第8号委員	陸上自衛隊東北方面隊第6師団第44普通科連隊長	1人

2 災害対策本部

(1) 市災害対策本部の設置

市長は、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合において、次の基準により必要と認めるときは、災害応急対策を円滑に実施するため、災害対策基本法第23条の規定に基づく災害対策本部（以下、この節において「本部」という。）を設置する。

また、市長は、災害の危険がなくなったとき、又は災害発生後における災害応急対策が概ね完了したときは、本部を解散する。

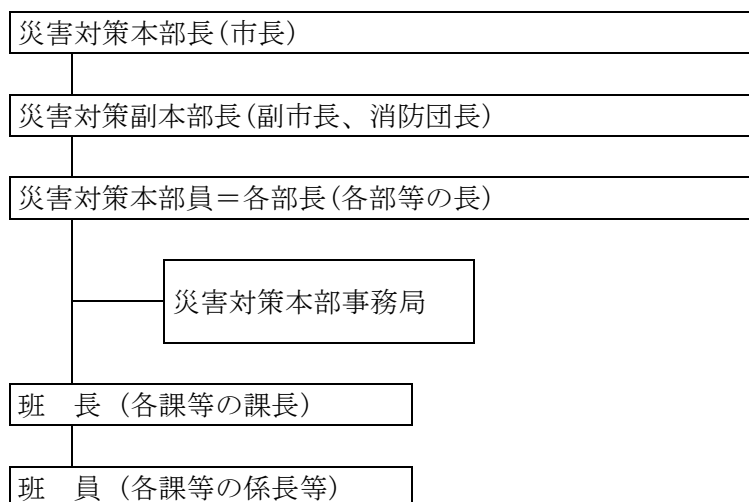
(2) 設置の根拠

災害対策基本法第23条

(3) 所掌事務

防災会議と緊密な連絡をもとに、地域防災計画の定めるところにより市内の災害予防及び応急対策を実施する。

(4) 組織



3 水防団本部

(1) 設置の根拠

水防法第5条

(2) 所掌事務

河川の洪水等による水災の警戒と防御及び、これによる被害を軽減し、公共の安全を保持する。

(3) 組織

水防計画（第2章 災害応急対策計画 第7節）のとおり。

第2 防災関係機関の防災組織

市の区域を所管し、又は市内にある防災関係機関は、災害対策基本法第47条の規定に基づき、地域防災計画及び防災業務計画等の円滑な実施のため、防災組織の充実を図る。

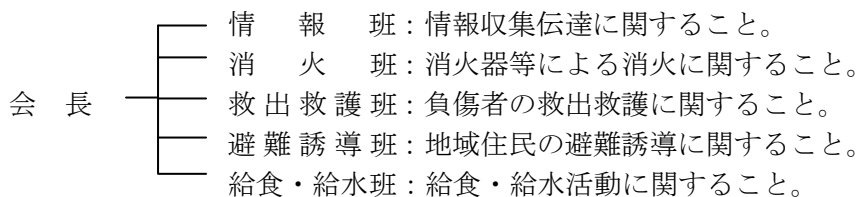
第3 自主防災組織

1 設置の目的

災害対策基本法第5条の規定に基づき、市民が自ら防災活動の推進を図るため、町内会等の自治組織を単位として設置するものであり、市は、その組織の充実を図る。

2 組織編成

自主防災組織の編成は、それぞれの規約で定めるところによるが、例示をすると次のとおりである。なお、具体的な編成基準及び活動基準は、「第15節自主防災組織の整備」のとおりである。



第4 応援協力体制の整備

1 広域市町村間の相互応援協定

市は、災害時における「福島・宮城・山形広域圏災害時相互応援協定」に基づき、平常時から連携強化を図り、迅速な対応を取ることができるように、予め手続き等の細部の事項について十分な検討を行っておくものとする。

「福島・宮城・山形広域圏災害時相互応援協定」33市町村 平成9年1月16日協定締結

構成	福島地方広域行政圏	4市3町1村（福島市、伊達市、二本松市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村、本宮市）
	相馬地方広域行政圏	2市1町1村（相馬市、南相馬市、新地町、飯舘村）
	仙南地域広域行政圏	2市7町（白石市、角田市、蔵王町、七ヶ宿町、大河原町、村田町、柴田町、川崎町、丸森町）
	亘理・名取広域行政圏	2市2町（名取市、岩沼市、亘理町、山元町）
	置賜広域行政圏	3市5町（米沢市、長井市、南陽市、高畠町、川西町、白鷹町、飯豊町、小国町）

また、市の地域を管轄し、又は市の地域内にある防災関係機関においても、防災に関する所掌事

務又は業務について、災害対策の総合性を発揮するため、相互に連絡調整して円滑な組織の整備、運営がなし得るよう努めるものとする。

2 大規模災害時における相互応援協定

本市は大規模な災害において同時に被災に遭う恐れのない遠隔地の自治体間で大規模災害時における相互応援協定を締結した。大規模災害時における相互応援協定に基づき、平常時から連携強化を図り相互応援体制の確立に努めるものとする。

■ 協定自治体

相互応援協定名称	締結時期	自治体名
姉妹都市大規模災害時における相互応援に関する協定書	2012年10月20日	北海道松前町
大規模災害時における相互応援に関する協定書	2012年11月13日	島根県出雲市
見附市、伊達市災害時相互応援協定	2013年1月28日	新潟県見附市
大規模災害時における相互応援に関する協定書	2013年1月28日	新潟県三条市
大規模災害時における相互応援に関する協定書	2013年1月31日	滋賀県草津市
福島県伊達市及び山形県米沢市大規模災害時相互応援協定	2013年2月19日	山形県米沢市
大規模災害時における相互応援に関する協定書	2013年3月1日	長野県南牧村
大規模災害時における相互応援に関する協定書	2013年7月10日	千葉県白井市

3 消防の相互応援

市及び伊達地方消防組合は、隣接市町村及び隣接消防本部等と消防相互応援協定等に基づき円滑な消防応援体制の整備を図るとともに、県内全消防本部による「福島県広域消防相互応援協定」の効率的な運用が図られるよう体制の整備に努めるものとする。

4 県、指定地方行政機関、他市町村長からの職員派遣要請に対応するための資料整備

市は、県知事若しくは指定地方行政機関の長又は他市町村長からの職員の派遣要請を受けた場合において、直ちに派遣の措置が講じられるよう、あらかじめ関係資料を整備しておくものとする。

5 経費の負担

指定地方公共機関等が市に協力した場合の経費負担については、各計画に定めるもののほか

は、その都度、あるいは事前に相互に協議して定めておく。

6 民間協力計画

市及び防災関係機関は、その区域内又は所掌事務に関係する公共的団体、防災組織、民間企業及び団体に対して、災害時における応急対策等について、その積極的協力が得られるよう協力体制を整えるものとする。

特に市は、それぞれの所掌事務に関する公共団体、民間企業及び団体などとあらかじめ協議しておくとともに、災害時における協力業務及び協力の方法を明らかにしておき、災害時において積極的な協力が得られるよう努めるものとする。

第5 その他の防災組織

不特定多数の者を収容する施設、危険物施設等の管理者は、消防法等の各法に基づき、その施設の用途、規模に応じた自衛防災組織の整備、充実を図る。

第6 防災拠点の整備

市は災害時に地域における災害対策活動の拠点となる施設の整備に努めるものとする。また防災拠点施設の耐火対策並びに災害時に必要となる物資等の備蓄に配慮するものとする。

(ア) 太陽光発電設備等の整備

災害時に災害対策の拠点となる災害対策本部及び現地対策本部として位置づけられている市庁舎や市が指定する避難所、その他防災拠点となるべき施設等が、防災拠点としての機能が果たせるよう必要な自家発電装置、太陽光発電の再生可能エネルギー利用設備等による非常用電源の確保とバックアップ機能を有する設備の整備を進める。

(イ) 道の駅「伊達の郷 りょうぜん」の防災拠点施設としての位置づけ

平成29年度完成予定の霊山小国地区の道の駅「伊達の郷 りょうぜん」を新たに防災拠点施設として位置づけ、被災者の避難スペースの確保、物資の備蓄倉庫や自家発電装置の設置等、必要な施設・設備の整備を図るものとする。

第2節 防災情報通信網の整備

(市民生活部、総務部)

災害時に災害情報システムが十分機能し、活用できる状態に保つために、市及び防災関係機関は、防災情報通信網を整備するとともに、併せて設備の安全対策を講じるものとする。

第1 防災情報通信施設設備の整備

1 伊達市防災行政無線の整備

現在市では、防災無線基地局1基、半固定型一般局6台、移動系防災無線（車載用37台（公用車37台）、携帯用195台）同報系防災行政無線（屋外拡声子局76局、戸別受信機355台）が整備されているが、災害時に迅速・的確な情報を収集するため同報系防災行政無線の屋外拡声子局や戸別受信機の増設等も検討し、確実な災害情報の伝達手段の確保や防災拠点施設間の通信網の強化を推進する。

2 福島県総合情報通信ネットワーク

(1) 福島県総合情報通信ネットワークの概要

福島県総合情報通信ネットワークは、一刻一秒を争う緊急事態が発生した場合に備える、県全域を一つに結ぶ無線通信によるネットワークである。平常時においては、県、市町村等の行政に必要な連絡通信回線として活用することができるが、災害時においては、これらの一般通話の回線を統制して、迅速・的確な情報を収集、一斉指令等の機能を発揮する。

新しいシステムは、衛星系と地上系による通信の多ルート化、機械設備・電源装置の二重化、パソコン端末への気象情報配信及び機動的な情報収集活動を行うため、衛星可搬局の導入や地上系の画像電送システムの整備など防災通信機能が一段と拡充・強化された。

(2) 無線局数

局数は県庁統制局など147局（うち中継局10局）であり、このうち衛星系、地上系の両方が整備されているのは84局である（下表の※印81及び大峠・日中総合道路管理事務所、消防防災航空センター及び消防学校）。

区分	県庁※	合庁※	土木	市町村※	消防本部※	県出先	防災関係機関
衛星系	○	○	—	○	○	—	—
地上系	○	○	○	○	○	○	○
移動系	○	○	○	—	—	—	—
整備機関数	1	9	11	59	12	28	17

注1) 合庁とは県合同庁舎をいい、土木とは土木事務所をいい、県出先とは他の県出先機関をいう。

(3) 各機関の機能

区分	県庁	合庁	土木	市町村	消防本部	県出先	防災関係機関
一斉指令	送信	送受信	受信	受信	受信	受信	受信
電話、FAX	○	○	○	○	○	○	○
画像	送受信	受信	—	受信	受信	—	—

(4) 職員参集システム

県では、勤務時間外において、迅速に地震の発生及び気象警報の発表を伝達するため、福島職員参集システムを整備している。このシステムは、福島地方気象台からのアデス(気象情報伝送処理システム)による情報、県震度情報ネットワークシステムによる情報に基づき、災害対策

課を始めとする防災関係課職員及び県幹部職員の携帯電話及び加入電話に、自動的に情報を発信し、速やかな初動体制の確立を図ることを目的としている。

市においても、全国瞬時警報システム（J-ALERT）を利用した、職員参集システムを活用し、勤務時間外においても自動的に情報を発信し、速やかな初動体制の確立を図るものとしている。

3 各種情報手段の活用

(1) 全国瞬時警報システム（J-ALERT）

- ア 国民保護関係情報
 - 弾道ミサイル情報
 - 航空攻撃情報
 - ゲリラ・特殊部隊攻撃情報
 - 大規模テロ情報
- イ 緊急地震情報
- ウ 気象情報
 - 気象警報
 - 気象特別警報
 - 土砂災害警戒情報
 - 竜巻注意情報

(2) 緊急速報メール（エリアメール）

携帯電話については緊急速報メールサービスを利用し、受信時にはポップアップ表示（配信内容の自動表示）や専用の着信音で速報を行う。

- ア 避難に関する情報（避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急））
- イ 警戒区域情報
- ウ 噴火警報
- エ 指定河川洪水警報
- オ 土砂災害警戒情報
- カ 国民保護に関する情報

(3) 公共情報コモンズ

情報通信技術を活用して、災害時の避難勧告・指示など地域の安心・安全に関するきめ細かな情報の配信を簡素化・一括化し、テレビ、ラジオなどの様々なメディアを通じて、地域住民に迅速かつ効率的に提供する。

(4) 国土交通省ホームページ

市は、雨量情報・雪情報・水位情報・気象情報等を、国土交通省ホームページにより、即時に入手し活用するものとする。

(5) 気象庁防災情報提供システム 気象庁ホームページ

市は、避難勧告等を判断するうえで、「土砂災害警戒判定メッシュ情報」「大雨警報（浸水害）の危険度分布」「洪水警報の危険度分布」等を積極的に入手し活用するものとする。

第2 その他通信網の整備・活用

1 非常通信体制の充実強化

市、及び防災関係機関は、災害時等に加入電話又は自己の所有する無線通信施設が使用できない時、又は利用することが困難となった場合に対処するため、電波法第52条の規定に基づく非常無線通信の活用を図るものとし、非常通信協議会の活動を通して非常通信体制の整備充実に努める。

(1) 非常通信訓練の実施

災害時等における非常無線通信の円滑、かつ、効率的な運用と防災関係機関相互の協力体制

を確立するため、平常時より非常通報の伝送訓練等を行い、通信方法の習熟と通信体制の整備に努める。

(2) 非常通信の普及、啓発

防災関係機関等に対し、災害時における情報連絡手段としての非常通信の有効性及び利用促進について普及啓発を行う。

(3) 衛星携帯電話の活用

災害時において、電話回線の途絶等により、公衆回線・専用線が使用できない場合には、地域防災拠点との通信を衛星携帯電話により行う。

2 その他通信連絡網の整備・活用

市は、その他災害時の情報伝達手段として、臨時災害放送局及びエリアメールの整備に努めるとともに、既存である伊達地域のCATV、有線放送、アマチュア無線愛好団体及びMC A無線を利用する運輸業者など民間の無線従事者との協力体制の確保に努める。

第3節 気象等観測体制

(市民生活部)

気象等に関する自然災害による被害を軽減するため、気象等観測施設の整備を図るとともに、防災関係機関相互の連絡通報体制の整備を推進する。

第1 気象観測施設等

市内の気象観測施設等の設置状況は次のとおりである。

1 雨量観測所

管理機関	観測所名	所在地
気象庁	梁川地域気象観測所	伊達市梁川町栗野字作田33-4
国土交通省	八幡雨量	伊達市梁川町八幡
国土交通省	月館雨量	伊達市月館町布川字中平11
福島県	舟生雨量	伊達市梁川町舟生字原田42-9
福島県	大石雨量	伊達市霊山町大石字湧水1-1
福島県	月館雨量水位	伊達市月館町月館字久保田29-2
福島県	保原雨量	伊達市保原町大泉字大地内124
伊達市	石田雨量観測所	伊達市霊山町石田字川面5番地1
伊達市	伊達総合支所	伊達市前川原25
伊達市	霊山総合支所	伊達市霊山町掛田字段居45
伊達市	白根雨量観測所	伊達市梁川町白根北向15

2 水位観測所

河川名	量水標の名称	量水標の位置	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	管理者名
阿武隈川	伏黒水位	伏黒字下大川 57	3	4	4.5	5	福島河川 国道事務所
	八幡水位	梁川町八幡	—	—	—	—	
広瀬川	月館雨量水位	月館町月館字久保田 29-2	1	1.6	—	2.2	保原土木 事務所
東根川	保原水位	保原町字舟橋 22-1	1.05	1.5	—	2.1	
伝樋川	東土橋水位	梁川町字東土橋 73-1	0.8	1.3	—	2	

3 オンライン地域気象情報提供システム（アデス）

市は、県が福島地方気象台から提供を受け、福島県総合情報通信ネットワークを通じ下記の気象、地象及び水象情報の提供を受ける。

- ①気象特別警報
- ②気象注意報

- ③気象警報
- ④地震情報
- ⑤台風情報
- ⑥アメダス (AMeDAS)
- ⑦天気予報
- ⑧気象レーダー情報
- ⑨気象情報

第4節 災害別予防対策

(市民生活部、建設部、産業部、上下水道部、消防団)

水害、土砂災害及び雪害の発生を未然に防止するとともに、災害の拡大を防止するための各種対策について定める。

第1 水害予防対策

1 河川対策

(1) 課題

本市の河川は、市の北西部を北流する阿武隈川をはじめ、広瀬川、塩野川、山舟生川、伝樋川、東根川など1級河川が16河川あり、いずれも阿武隈川に注いでいる。これらの河川は出水期や台風期には度々増水し、溢水等による被害発生の危険性を有している。

これまでの大洪水を受け、阿武隈川平成の大改修事業や広瀬川河川改修事業等により、築堤・堤防の強化が図られ整備が進められているものの、一部の未整備箇所、他河川の未整備地区があり、今後とも改修工事の促進はもとより、予防対策としての各種施策が必要である。

また、近年の都市開発に伴い、一部河川においては洪水頻度の増加、平常時流量の減少、水質の悪化などの問題が顕在化しつつある。特に、近年の都市化現象に伴う流域開発は、より多くの人口、資産の集中が促進されるため、治水施設の整備水準を高めることは、安全な社会基盤の整備を図る上で必要不可欠である。

さらに、この河川以外の用排水路も、農業振興と併せて整備を促進し、災害の予防に努める必要がある。

災害復旧に伴って、河川空間を活用した親水空間の設置が行われているが、今後も治水対策の充実と共にゆとりある快適で安全な生活環境づくりと市民の河川愛護意識を高める必要がある。

(2) 計画

① 大河川の整備

多くの中小河川が合流している阿武隈川水系、広瀬川水系の流域全体の治水安全度を高めるため、阿武隈川等の大河川の整備を国・県に要望する。

② 中小河川の整備

人口の密集地域や宅地開発等による市街地化の著しい地区を流れる1級・2級河川については先行的な整備を進めるよう要望する。また、本市管理の準用河川については、依然多くの危険箇所が見受けられる。災害時において大きな被害をもたらす恐れのある箇所から計画的に、無堤防地区の解消、砂防事業などの整備を図り、安全で快適な生活環境づくりを推進する。

2 下水道対策

(1) 現状

近年における産業活動、生活様式の高度化に伴う家庭からの生活排水は、公共用水域の水質汚濁をもたらし、また、人口の都市集中化は、都市河川流域、特に排水能力の低い所にも住宅化が進み、雨水による浸水被害を増大させている。これらの問題の解決のために下水道の果たす役割は大きく、公共用水域の水質保全、浸水被害の防除、居住環境の改善、公衆衛生の向上などに重要な役割を果たしている。

こうした流れに対し、本市の下水道普及率は平成22年度末で53.7%となっている。(県平均平成20年度末で71.2%)

(2) 計画

市民生活を都市災害から守り、健康で文化的な生活を確保するために、基幹的な都市施設で

ある下水道を早急に整備する。そのため、市は、既に事業実施中の流域下水道及び公共下水道については、速やかな供用開始を図るよう努力するとともに、積極的な普及啓蒙活動を推進し、小規模下水道等の活用により、事業着手の促進と普及率の拡大を図る。

さらに、市街化の進展による浸水被害地区に対しては、排水機能の強化に努める。計画的なし尿収集と効率的な処理を行うため、関係機関と連携をとり、適切な指導に努める。

また、水洗化に伴うし尿浄化槽の普及が急速に進んでおり、水質汚染のないよう適切な維持管理についての啓発に努めると共に、関係機関へ指導強化を要請する。今後は、市民生活を都市災害から守り、健康で文化的な生活を確保するため、生活排水も合併処理可能な浄化槽導入を進める。

3 その他施設の維持補修

(1) 現状

農業用水利基幹施設（農業用河川工作物、ため池）は、市内に数多く整備されているが、築造後経年とともに河床変動、老朽化等が見られる。特に、危険施設については、監視体制を強化するとともに、状況により河川管理者と協議し、必要な措置をとることとしている。

(2) 計画

農業用水利基幹施設（農業用河川工作物、ため池）の整備計画は、土地改良事業長期計画に基づき、緊急性の高い地区から順次整備を進める。

4 災害危険箇所

伊達市地域防災計画に記載する災害危険箇所のうち、河川に関するものは、「伊達市水防計画書」に定める「重要水防区域」（県下で河川法を適用する河川及び海岸で、資産、生産力を守るために、特に水防上警戒又は防御に重要性を有する区域）一覧表のとおりである。

5 浸水想定区域における避難の確保

(1) 洪水時の迅速な避難

市は、水防法第15条第1項に基づき、浸水想定区域の指定があったときは、市地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項、又は要配慮者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にはこれらの施設の名称及び所在地について定めるものとする。

なお、本計画で定める要配慮者関連施設の名称及び所在地については資料編に定める。

（資料29 洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある要配慮者関連施設）

(2) 洪水予報等の伝達方法

市は、市地域防災計画において、浸水想定区域内の地下施設等及び要配慮者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものについては、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図られるよう洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

(3) 住民への周知

市長は、地域防災計画において定められた洪水予報の伝達方式、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項、並びに浸水想定区域内の要配慮者利用施設の名称及び所在について住民に周知させるように努める。

第2 土砂災害予防対策

台風や集中豪雨による土砂災害により被害が発生し、市民の生命、財産に多大の損害を与え

る可能性のある場所は、土石流危険渓流、地すべり危険箇所、急傾斜崩壊危険箇所、落石危険箇所、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域が山間部を中心に存在する。

土砂災害を未然に防止するため、関係機関は以下のような土砂災害に対する対策を講じるものとする。

1 土石流対策

(1) 現状

本市には、山間の河川流域に沿って耕地や集落が散在しており、台風、集中豪雨による河川の氾濫や、がけ崩れの災害を受けやすい地形がある。そのため、土石流の発生する恐れのある渓流は、343ヶ所と数多く存在し、その対策として砂防ダム等により施設整備を図っている。

(2) 計画

本市は、土石流から市民の生命財産を守るため、崩壊防止工事を実施する。また、土石流災害による被害を軽減するために、県が提供する土石流危険渓流、土石流危険区域、土石流に対処するための警戒避難基準に関する資料を受けるなど情報収集に努める。そしてこれをもとに県と連携し、危険箇所マップ等の配布により、市民等への周知徹底を図ると共に、市長が行う避難の指示に資する雨量情報に関する観測体制の強化等を促進する。

2 地すべり対策

(1) 現状

本市の地すべり危険箇所は3ヶ所あり、その対策として地下水排除工事等により施設整備を図っている。

(2) 計画

本市は、地すべりによる災害から市民の生命財産を守るため、危険箇所マップ等の配布により、市民等への周知徹底を図ると共に、市長が行う避難の指示に資する雨量情報に関する観測体制の強化等を促進する。

3 急傾斜地崩壊対策

(1) 現状

本市の急傾斜崩壊危険箇所は、Ⅰ68ヶ所、Ⅱ100ヶ所、準ずる斜面1ヶ所の計169ヶ所と数多く存在する。急傾斜崩壊危険区域としては58ヶ所が指定され、その対策として法面工等による施設整備を図っている。

(2) 計画

崖崩れ災害から市民の生命財産を守るため、被害が予想される地区住民への危険地域の周知を行うとともに、国、県の協力を得ながら地すべり対策事業を推進する。

4 道路落石防止対策

(1) 現状

本市には山間部を中心に落石危険箇所が数多く存在し、落石・法面崩壊等が起こることにより、交通の寸断と市民の生活の安定を損なう恐れがある。その対策としてモルタル吹き付けなどによる施設整備を図っている。

(2) 計画

本市は、交通の安全確保と市民生活の安定を図るため、定期的に落石等の恐れのある箇所の点検を実施し、危険度の高い箇所から順次「災害防除工事等」を行い、安全の確保に努める。

5 治山対策

(1) 現状

本市には豊かな自然が残されており、特に霊山は県立自然公園に指定され、自然環境保全地域としては石田ブヨメキ、茶臼山が指定され、自然保護のため土地利用規制と保全が図られて

いる。また、保安林として2,289haが指定され、水源涵養や土砂流出、地すべり防止など公益的機能を果たしている。

(2) 計画

本市は、災害による崩壊地の復旧整備及び山地危険地の予防対策により、山地に起因する災害から市民の生命、財産を守るとともに、良好な生活環境の保全形成を図り、安全で潤いある市土を形成するため、保安林の拡充強化を図ると共に、造林、荒廃林の復旧など自然環境保全を含む総合的な治山事業を推進する。また、急傾斜地崩壊防止については、国・県に強く要望し危険箇所解消に努める。

6 森林整備対策

(1) 現状

豊かな自然が残されている本市の林野面積は93,048haで林野が総面積に占める割合は35.1%となっている。これら森林の持つ水源の涵養、災害防止等の公益的機能により、林地の崩壊、洪水等が防止されている。

(2) 計画

本市は、森林の持つ水源涵養や土砂流出、地すべり防止など公益的機能に対する期待が一層高まる中で、計画に基づき、市、森林組合、森林所有者が一体となって森林整備に努めていく。また、乱開発から森林を守るとともに、病虫害防除対策、雪害対策の強化にも努める。

7 宅地防災対策

(1) 現状

宅地造成等規制区域内の宅地造成工事について、法に基づく開発許可申請書等を県に提出させ、技術的基準による審査及び検査を通じて宅地の安全性の確保を図るとともに、必要に応じて県が防災工事の勧告改善命令を行う。

(2) 計画

本市は、梅雨時期及び台風時期に備えて、市民及び事業者には注意を促し、必要な防災対策を行うよう指導することにより、安全な宅地を確保し災害のないまちづくりに寄与するため、5月1日から5月31日まで及び9月1日から9月30日までを宅地防災月間と定め、その期間内は防災パトロール、標識の設置、ポスターの掲示等の諸事業及び広報活動を行う。

また、がけ地の崩壊等（土石流及び地すべりを含む）の災害から市民の生命、財産を守るため、危険区域（建築基準条例により建築を制限している区域）に存在する既存不適格住宅の移転を促進するため、本市、国、県が一体となって移転についての指導等を行う。

8 災害危険箇所

伊達市地域防災計画に記載する各災害危険箇所は次のとおりである。

- (1) 土石流危険溪流
- (2) 地すべり危険箇所、山腹崩壊危険地区
- (3) 急傾斜地崩壊危険区域（法律指定、法律指定外）
- (4) 落石危険箇所
- (5) 山地に起因する災害危険箇所、土砂流出危険箇所

9 土砂災害警戒区域等の指定及び防災対策

(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下、土砂災害防止法という。）第7条及び第9条の規定に基づき、知事が指定する。

土砂災害警戒区域等の指定状況は、資料編のとおりとする。

(2) 土砂災害警戒区域等における対策

① 土砂災害警戒区域の警戒避難体制の整備

土砂災害防止法による土砂災害警戒区域の指定があった場合、市は土砂災害防止法第7条に基づき、土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制の整備を図る。

市は、指定される土砂災害警戒区域等における市民の安全確保対策のため、土砂災害防止法第27条に基づく福島県土砂災害警戒情報及び補足情報、土石流の前兆現象等に基づき、必要と認める地域の住民に対し、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告等の防災対策が適時適切に行えるようにするとともに、安全な避難所を明示する。

また、土砂災害警戒区域ごとに情報伝達、予警報の発令・伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項を定めるとともに市民に周知する。

さらに、土砂災害警戒区域内に主として要配慮者が利用する施設がある場合は、市防災計画において、利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要な施設（社会福祉施設、学校、医療施設等）の名称及び所在地について定めるものとする。

名称及び所在地を定めた施設については、当該施設の所有者又は管理者に対する土砂災害に関する情報等の伝達について定めるものとする。

② ハザードマップの作成

市は、ハザードマップを作成し、各戸へ配布することにより市民への周知徹底を図る。なお、ハザードマップには、災害情報の伝達方法、避難所、要配慮者利用施設、防災関係機関及び緊急連絡先等を記載する。

③ 避難勧告等の発令

(ア) 土砂災害は、受け取った住民が危機感を持ち適時適切な避難行動につなげられるようにする観点から、避難勧告等の発令対象地域については、土砂災害警戒情報、また、これを補足するメッシュ情報等を用い、危険度に応じてできるだけ絞るだけ絞り込んだ範囲に発令するよう努める。

(イ) 避難準備・高齢者等避難開始の発令により、避難行動要支援者の迅速な避難や、風水害による被害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進する。

④ 発令の時期

(ア) 避難勧告・避難指示（緊急）を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動を取りやすい時間帯における避難準備・高齢者等避難開始の提供に努める。

(イ) 避難勧告発令の際には、避難場所を開設していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難勧告を発令する。

⑤ 住民への情報伝達方法

土砂災害に関する情報や避難情報は、広報車、テレビ、ラジオ、電話等により、警戒区域内の住民に対し確実に伝達する。

⑥ 要配慮者施設への情報伝達体制

土砂災害警戒区域内に、特に防災上の配慮を必要とする要配慮者が利用する施設がある場合は、当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、電話、FAX等による土砂災害に関する情報の伝達体制を整備する。

10 監視体制の強化

市は、県と連携を図り、危険箇所への標識設置等により市民に対し、周知徹底を図るとともに、警戒・避難に資する規制・監視体制の強化を図る。また、日頃から危険箇所の点検を実施することにより安全の確保に努めるものとする。

11 二次災害予防対策

市は、危険性が高いと判断された箇所についての警戒体制、関係機関及び地域住民への周知体制、避難誘導體制等について、あらかじめ検討しておくものとする。

12 土砂災害警戒情報の発表

(1) 目的

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度が高まった時に市長が防災活動や住民等への避難勧告等の災害応急対応を適時適切に行えるように支援すること、また、住民が自主避難の判断等に役立てることを目的とする。

(2) 発表機関

土砂災害警戒情報は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律、気象業務法により福島県（河川港湾総室）と福島地方気象台が共同で作成・発表する。

(3) 発表対象地域

土砂災害警戒情報は、市町村単位で発表する。

(4) 土砂災害警戒情報の基本的な考え方

ア 県と気象台が共同して作成・発表する情報である。

イ 市長が避難勧告等を発令する際の判断基準や住民の自主避難の参考となるよう発表する情報である。

ウ 大雨による土砂災害発生の危険度を降雨に基づいて判断して、土砂災害に対する警戒及び警戒解除について作成・発表するものである。

エ 土砂災害に対する事前の対応に資するため、土砂災害の危険度に対する判断には気象台が提供する降雨予測を利用する。

オ 対象とする土砂災害は降雨から予測可能な「土石流」及び「集中的に発生する急傾斜地崩壊」とする。

カ 局地的な降雨による土砂災害を防ぐため、精密な実況雨量を把握する必要があるため、気象台雨量観測所や解析雨量に加え、県が設置した雨量観測所の雨量情報を活用する。

(5) 利用にあたっての留意点

ア 土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度を、降雨に基づいて判断し発表するもので、個別の災害発生箇所・時間・規模を詳細に特定するものではないことに留意する。

イ 土砂災害警戒情報の対象とする災害は、技術的に予知・予測が可能である表層崩壊等による土砂災害のうち土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、技術的に予知・予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり等については発表対象とするものではないことに留意する。

ウ 市長は、土砂災害警戒情報が発表された場合は、災害対策基本法第60条の避難のための立ち退き指示又は勧告を検討することを基本とする。具体的には、予め土砂災害警戒区域等の発令単位を定めて置き、土砂災害警戒判定メッシュ情報で危険となった領域内の区域に対して発令する。

(6) 情報の伝達体制

県においては、災害対策基本法第51条（情報の収集及び伝達）及び第55条（県知事の通知等）により市長その他関係者に伝達することとなっている。

ア 市は、市地域防災計画に基づき土砂災害警戒情報に係る必要事項を住民及び関係機関団体等へ伝達する。

イ その他関係機関団体等は、必要な伝達等の措置をとる。

第3 雪害予防対策

降雪積雪期における市民の安全安心な暮らしや円滑な産業経済活動を確保するために、雪害の発生を未然に防止し、また、雪害が発生した場合の被害軽減を図るため関係機関が連携し、交通、通信、電力等のライフライン関連施設を確保するなど雪害予防対策の整備を図る。

1 雪害予防体制の整備

市は、雪害対策の即応性を図るため、職員の配備体制や情報連絡体制の整備を図るものとする。また、平常時から雪害に関する各種情報を収集し、雪害対策における関係機関相互の緊密な連絡調整や情報交換を行い、雪害の発生に備えるものとする。

2 道路の除雪

道路管理者は、冬期の安全な交通を確保するため、雪害の状況に応じた除排雪を実施する。実施においては、市内の国県道を管理する関係機関と連携を図り、効率的な除雪を行う。

また、除雪は原則として市道の除排雪路線とするが、災害時、災害の危険性がある場合等には、私道や公共施設においても除雪を行う。

3 道路交通の確保

冬期間の道路交通を確保するため、道路の凍結等により道路交通に著しい支障が出ると予想される場合は、凍結防止剤の散布による凍結の防止を行う。また、交通状況等について情報提供をするなどの方策を講じるものとする。

4 除雪体制の整備

(1) 住宅まわりの除雪については、基本的には個人の責任において行うものであるが、大雪時にはその能力を超え、地域全体でも除雪の担い手が不足する状況が発生する。

そのため、市としては、地域の実情に応じて自治会・町内会、自主防災組織、消防団、社会福祉協議会、PTA、ボランティア団体等へ、除雪の支援を求めていく。

また、大雪時において、支援が必要な要配慮者への支援にも努めていく。

(2) 公共施設の除雪は、それぞれの管理者が予め講じておく。

(3) 通学路の除雪は、除雪機の貸出により市民協働での除雪の支援を求めていく。

5 教育・保育対策

大雪による臨時休業については、災害対策本部設置基準に照らし教育委員会が市校長等の意見を聴取し、関係部局との協議のうえ決定する。

6 要配慮者等の対策

市は、要配慮者等の状況把握及び安否確認が迅速に行えるよう関係機関、関係団体と予め対策を講じておく。

7 通信及び電力供給の確保

通信及び電力供給を確保するため、関係機関は、雪害対策用機材の整備・保守点検及び要員等について計画的な推進を図るものとする。

8 国・県、近隣市町村との連携

被害が甚大であり、市や各防災関係機関単独では対処することが困難と予想される場合には、国・県及び近隣市町村と連携して広域的な応援体制を迅速に確立し、必要な場合は、関係指定地方公共機関に対して、職員の派遣を要請する。

9 広報活動

(1) 防災意識の高揚

雪害を最小限にとどめるため、市民をはじめ各防災関係機関等は雪の知識と防災対応について日頃から習熟する必要がある。また、除排雪には多くの危険が伴うため、これらを事前に周知し被害を回避するため事前の注意喚起が必要である。このため、市をはじめ各防災関係機関は、市民の防災意識の高揚を図るとともに、防災知識の普及啓発、注意喚起に努め、さらに、

継続的に啓発活動を行っていくものとする。

(2) 住民に対する防災知識の普及

市は住民に対し、食料・飲料水等の備蓄、非常持出品の準備等家庭での予防・安全対策及び降積雪時取るべき行動など適時的確に防災知識の普及啓発を図る。また、事前に排除雪に伴う注意点を報道機関等を通じて喚起する必要がある。

第5節 火災予防対策

(市民生活部、建設部、伊達地方消防組合、消防団)

強風下などにおける火災の発生を未然に防止し、また、火災が発生した場合の被害の軽減を図るため、消防力の強化、活動体制の整備及び予防消防の充実強化などに関する対策を実施するものとする。

なお、林野火災対策については、第4章個別災害対策計画に定める。

第1 消防力の強化

1 消防力の強化

市は、「消防力の基準」による目標を達成するため、消防資機材等の整備に当たっては、年次計画を立て、各種補助事業を積極的に活用して充実強化を図り、また、消防団員についても組織の活性化を図りながら、地域の実情に応じた配置とするよう努めるものとする。

2 消防水利の整備

市は、消火栓、防火水槽、プール等の人工水利の整備及び、河川、池、沼等の自然水利の確保により、火災鎮火のために消防機械とともに不可欠な消防水利の適正な配置を行い、「消防水利の基準」を達成するよう努める。

3 救助体制の整備

伊達地方消防組合は、高性能の救助工作車や、高度救助用資機材を整備し、各種災害に対応できるよう訓練を充実する。

また、市は、自主防災組織にコミュニティ資機材整備による救助用資機材を整備し、かつ、訓練を行うなど初期救助の体制整備を図る。

第2 広域応援体制の整備

市及び伊達地方消防組合は、隣接市町村と消防相互応援協定の締結を促進するとともに、既存の相互応援協定についても随時見直しを行い、円滑な応援体制の整備を図るものとする。

第3 火災予防対策

1 火災予防思想の普及啓発

市民に対する防火思想の普及及び火災予防の徹底を図るため、市は伊達地方消防組合とともに春・秋の全国火災予防運動をはじめとする各種火災予防運動等を通じ、火災予防思想の普及徹底活動を積極的に推進する。

また、ライフラインの復旧時に出火する場合もあるので、電気のブレーカーの遮断及びガスの元栓閉鎖など避難時における対応についての普及啓発を図る。

2 住宅防火対策の推進

市及び伊達地方消防組合は、一般住宅からの火災発生を防止するため、住宅防火診断の実施や住宅防災機器の普及に努める。

特に、住宅火災による被災の危険性が高い寝たきり、又は一人暮らしの高齢者、身体障がい者の家庭について優先的に住宅防火診断等を実施する。

3 住宅火災警報器の設置の推進

市、伊達地方消防組合は高齢者をはじめ要配慮者等の住宅火災被害の未然防止を図るため、消防法による住宅用火災警報器の設置を徹底する。

4 防火管理者制度の効果的運用

火災による人的、物的損害を最小限度に止めるため、防火対象物の防火管理体制を強化し、失火の防止、出火の際の早期通報、初期消火及び避難誘導を確実にできる体制を確立する必要がある。そのため、伊達地方消防組合は防火管理者の資格付与講習会を開催するとともに、設置義務のある防火対象物には必ず防火管理者が置かれるように選任、解任届を励行させる。

5 予防査察指導の強化

火災の未然防止には、建物及び消防用設備の維持管理が重要であり、伊達地方消防組合は年間計画に基づき予防査察を計画的に実施するとともに、特に旅館等不特定多数の者が出入りする施設については、立入り検査を励行し、管理権限者に対する防火体制の徹底について指導を行う。

6 火災原因調査

伊達地方消防組合は、火災原因の究明に努め、その調査結果を火災予防対策に反映させる。

第4 初期消火体制の整備

1 消火器等の普及

市及び伊達地方消防組合は、災害発生時における初期消火の実効性を高めるために、各家庭における消火器、消火バケツの普及に努めるとともに、消火器の設置義務がない事業所等においても、消火器等の消火器具の積極的な配置を行うよう指導する。

2 自主防災組織の初期消火体制

市及び伊達地方消防組合は、地域ぐるみの初期消火体制確立のため、自主防災組織を中心とし、消火訓練や防火防災講習会などを通じて、初期消火に関する知識、技術の普及を図る。

3 家庭での初期消火

市及び伊達地方消防組合は、家庭における火災発生時の初期消火の重要性及びその方法について啓蒙指導するため、一般家庭を対象として消火器具の使用法、初期消火の具体的方法等について広報及び講習会を実施する。

第5 火災拡大要因の除去計画

1 道路等の整備

市は、計画的に道路網及び公園施設の整備を推進し、延焼の効果的な抑止を図るとともに、緊急輸送路・避難路の確保及び円滑な消防活動環境の確保に努める。

2 建築物の防火対策

市は、公共建築物は原則として耐火構造とし、公共建築物以外の建築物については、広報等により不燃化及び耐火建築の推進を啓蒙指導する。

3 薬品類取扱施設対策

教育施設、薬局等における薬品類は、延焼又は落下等により発火、爆発する危険性を有して

いるため、伊達地方消防組合はこれらの施設に対し、薬品類の管理及び転落防止について指導する。

第6節 建造物及び文化財災害予防対策

(市民生活部、建設部、教育部、伊達地方消防組合、消防団)

本市においては依然として木造建築物の占める割合が多いものの、中心市街地を中心に建造物の用途や設備が多様化しつつある。このように本市の建造物は、多種・多様であり、建物防災対策も状況に応じて行う必要がある。

また、火災等の災害から貴重な国民的財産である文化財を保護するために、教育委員会、消防機関及び文化財所有者・管理者が取るべき措置について定める。

第1 不燃性及び耐震性建築促進対策

1 民間の建造物

市は、建築物の不燃性及び安全性の確保の必要性から地震や火災、風水害などの災害に対して、防災性の高い建築物の建設促進のため、事務所、一般個人住宅等について、住宅金融支援機構をはじめとした融資制度や国の助成制度の活用により、耐震性・耐火性の高い建築物への改修等に向けた指導を行う。

2 公共建築物の対策

市は、公共建築物の地震や火災に対する安全性の確保と、被災を未然に防止するため、必要に応じ耐震性・耐火性の向上のための補修・補強又は改善等を行うなど、建築物の適切な維持管理を図る。

第2 特殊建築物、建築設備の防災対策

建築基準法第12条及び建築基準法施行規則第6条により、県の指定する特殊建築物の所有者は、県の指導のもと必要に応じ、建築物の防災、特に防火、避難等を重点に補修、補強又は改善を行い、建築物の維持管理の適正化及び防火性の向上を図るものとする。

第3 文化財災害予防対策

1 文化財保護思想の普及啓発

市民の文化財に対する防火思想の普及及び火災予防の徹底を図るため、教育委員会は、文化財保護強調週間（11月1日～7日）や文化財防火デー（1月26日）の行事を通じて、市民の防火・防災意識の高揚を図る。

2 防災設備等の整備強化

文化財所有者・管理者等は、火災報知設備、非常警報設備、防火壁、消火栓、消火用水及び避雷設備等の防災設備の整備に努めるとともに、定期的な保守点検を実施するものとする。

3 火災予防体制の強化

文化財所有者・管理者等は、文化財収蔵場所及び周辺における火気・焚火・喫煙の制限区域の設定等の防火措置を徹底するとともに、非常の際の迅速な連絡通報体制の整備に努めるものとする。

4 防火査察の徹底

伊達地方消防組合は、教育委員会と連携を図り、文化財施設について定期的に防火査察を実

施し、文化財所有者・管理者等に対し、改善点を指導するとともに、防火管理体制の徹底を期するものとする。

5 訓練の実施

市、教育委員会、伊達地方消防組合、消防団及び文化財所有者・管理者は、相互に協力し、火災発生時等における消火活動の円滑な対応を図るため、防火訓練あるいは図上訓練を随時実施するものとする。

第7節 電力、ガス施設災害予防対策

(東北電力(株)福島営業所、(社)福島県エルピーガス協会、LPガス販売事業者)

台風、洪水、雷、風雪害等に対する災害予防の対策を講じ、電気施設及びガス施設の被害を軽減し、安定した電力及びガス供給の確保を図るとともに、施設の破損等による二次災害を防止することを目的とする。

第1 電力施設災害予防対策

1 防災体制の確立

災害が発生する恐れがある場合又は発生した場合に対処するため、災害対策組織及び防災体制を確立しておくとともに、その運営活動方法等についても定めておくものとする。

2 事業計画

(1) 災害予防のための設備計画

各設備とも計画設計時に建築基準法及び電気設備に関する技術を十分考慮するとともに、既設設備の弱体箇所等の補強等により対処するものとする。

(2) 電気設備の維持管理

電気事業法第42条に基づき定めた「保安規定」に則り、電気工作物を維持するにあたって必要な巡視、点検及び検査等を行うものとする。

(3) 災害対策用資機材の確保

災害に備え平常時から復旧用資材、工具、消耗品等の確保に努めるものとする。

(4) 災害対策用資機材の輸送体制の確立

災害対策用資機材の輸送計画を策定しておくとともに、車両等の輸送力の確保に努めるものとする。

(5) 防災訓練等の実施

ア 従業員に対し、災害に対する専門知識の普及、関連法令集、関係パンフレット等の配布、検討会の開催、社内報への関連記事掲載等により防災意識の高揚に努めるものとする。

イ 災害対策を円滑に推進するため、年1回以上防災訓練を実施し、災害時における復旧対策が有効に機能することを確認しておくものとする。

また、本市が実施する防災訓練に積極的に参加するものとする。

第2 ガス施設〔LPガス〕災害予防対策

1 防災体制の確立

災害が発生する恐れがある場合又は発生した場合に対処するため、営業所に災害対策組織を整備し、防災体制を確立しておくとともに、その組織の運営方法及び関係機関との連携・協調の体制についても定めておくものとする。

2 事業計画

台風等風水害の応急対策に係る措置を円滑に実施することによって、二次災害の防止や供給停止の早期復旧を図るための防災計画を策定し、これを段階的に推進していくものとする。

(1) LPガス設備の強化計画

① 容器の転落・転倒防止措置

容器の転落・転倒防止については、省令に基づく措置を講ずることはもちろんのこと、適正な鎖掛け等を実施し、定期点検を実施するものとする。

② 安全器具の設置

マイコンメーターは、災害防止に効果があることから、未設置箇所に早急に設置することはもちろんのこと、耐震自動ガス遮断機能搭載のS型マイコンメーターの設置や集中監視システム等の導入を図り、より高度な保安を実現するものとする。

③ ガス放出防止器等の設置

容器等からのガス漏れを防止するため、ガス放出防止器等の設置を図るものとする。

なお、設置に当たっては、災害発生時において、容器のバルブの閉止が困難な高齢者世帯等を優先的に行う等配慮するものとする。

(2) 情報収集のための無線等通信設備の整備

災害発生直後の供給区域内の被害情報の収集や緊急措置の実施のための連絡を迅速、かつ、的確に行うための情報通信設備を整備しておくものとする。

(3) 防災資機材の管理等

次の防災資機材及び常備品を備え、定期的に数量を確認するとともに使用可能な状態に管理しておくものとする。ただし、自社において確保が困難な場合は、関係団体等からの調達ルートを確立しておくものとする。

- ① 修理用工具類
- ② 車両、機械
- ③ 点検用工具類
- ④ 非常食、飲料水
- ⑤ 救急医薬品
- ⑥ 緊急支援用物資（カセットコンロ、カセットボンベ等）
- ⑦ 補修用・仮設住宅用機器（充てん用容器、ガスメーター、調整器等）

(4) 復旧計画の策定

円滑かつ効率的な復旧作業を行うため、あらかじめ次の事項を考慮し、社団法人エルピーガス協会が設置する現地対策本部と事前に協議し、復旧計画を定めておくものとする。

なお、計画策定（復旧作業の優先順位）にあたっては、原則として人命にかかる箇所、官公署、報道機関、避難場所等の優先を考慮して策定するものとする。

(5) 防災訓練の実施

災害発生時に迅速、かつ、的確に防災活動を実施するため、行政機関の防災計画との関連も考慮して、災害対策本部の活動、現地対応等について、できる限り実践に則した訓練を実施するものとする。

(6) 防災関係機関との相互協力

ガス漏れ等による爆発事故等が発生した場合、適切に対応できるよう、防災関係機関と日ごろから責任分担を明確にしておくとともに、必要な相互協力ができるよう協議しておくものとする。

第8節 緊急輸送路等の指定

(建設部、国土交通省福島河川国道事務所、保原土木事務所)

市は、災害応急対策活動の実施に必要な物資、資機材、要員等の輸送を行うため、各拠点との有機的連携を考慮し、緊急輸送路等を事前に指定するとともに、それぞれの計画に基づき、その整備を実施する。

第1 県指定の緊急輸送路等

県指定の緊急輸送路で、市内を通る路線は以下のとおりである。

1 第1次確保路線

県内の広域的な輸送に不可欠な主要幹線道路で最優先に確保すべき路線

種別	路線名	区 間	
		始 点	終 点
国道	4号	福島市境	桑折町境
国道	115号	相馬市境	福島市境

2 第2次確保路線

県地方災害対策本部と市災害本部等の主要拠点と接続する幹線道路で、優先的に確保すべき路線

種別	路線名	区 間	
		始 点	終 点
国道	349号	川俣町境	五十沢国見線
国道	399号	国道349号	福島市境
主要地方道	福島保原線	福島市境	国道349号
主要地方道	浪江国見線	桑折町境	国道349号
一般県道	五十沢国見線	国見町境	国道349号
一般県道	伊達霊山線	国道349号	伊達霊山線
一般県道	梁川霊山線	国道349号	伊達霊山線
伊達市道	梁川駅前線	梁川霊山線	伊達市役所梁川分庁舎

3 第3次路線

第1次、第2次確保路線以外の緊急輸送路

種別	路線名	区 間
一般県道	保原伊達崎桑折線	伊達地方消防組合西分署を結ぶ

第2 市緊急輸送路の指定

市は、市内における緊急輸送を確保するため、市緊急輸送路の指定をする。

1 第1次確保路線

市災害対策本部と各地区避難所を結ぶ路線で最優先に確保すべき路線

2 第2次確保路線

第1次確保路線以外の県道及び1級2級の各市道

3 第3次確保路線

第1次、第2次確保路線以外の集落から各地区避難所等を結ぶ路線

第3 ヘリコプター臨時離着陸場

所在地	名称	管理者
伏黒一本石41-2	伊達東交流館グラウンド	市長
梁川町鶴ヶ岡93	梁川中学校校庭	学校長
梁川町山舟生字高倉17	山舟生農村広場	市長
保原町中瀬字上松27-2	中瀬グラウンド	市長
保原町字豊田1-1	桃陵中学校校庭	学校長
保原町大泉字宮脇265	ほばら大泉グラウンド	市長
保原町大柳字向山1	松陽中学校校庭	学校長
霊山町掛田字高ノ上3	掛田小学校校庭	学校長
霊山町掛田字荷鞍廻1-4	霊山運動広場	市長
霊山町石田字焼枯沢8	大霊山線ヘリポート	市長
月舘町糠田字舘山1	月舘運動場	市長

第4 緊急輸送路等の整備

緊急輸送路等に指定された施設の管理者（ヘリコプター臨時離着陸場を除く）は、それぞれの計画に基づき、その施設の整備を図る。

第9節 避難対策

(市民生活部、建設部、健康福祉部、こども部、教育部、伊達地方消防組合、消防団)

風水害やそれに伴う土砂災害では、迅速に安全な場所へ避難することが人命を守る上で重要となるため、市及びその他の防災関係機関等において適切な避難計画の整備、避難対策の推進を図るとともに、高齢者、乳幼児、傷病者、障がい者(児)及び外国人等いわゆる「要配慮者」にも配慮した避難体制の確立を図るものとする。

第1 避難計画の策定

市は、風水害による浸水、家屋の倒壊、山崩れ、地すべり等の災害発生時に、安全かつ迅速な避難誘導が行えるよう、次の事項を内容とした避難計画を策定する。

なお、避難計画の策定に当たっては、避難先の伝達方法、避難の長期化についても考慮するものとする。

特に市は、住民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、高齢化の進展等を踏まえ、高齢者等の避難行動要支援者等の避難支援対策を充実・強化する必要がある。このため、避難勧告及び避難指示(緊急)のほか、一般住民に対して避難準備及び自主的な避難をよびかけるとともに、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求める避難準備・高齢者等避難開始を伝達する必要がある。

また、市は避難指示(緊急)、避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始等について関係機関の協力を得ながら、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルの作成に努めるものとする。また、発令にあたっては、水害と土砂災害、複数河川の氾濫のように、複数の災害の同時発生、複合的な災害が発生することを考慮するものとする。

さらには、避難勧告等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所へ移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、近隣の緊急的な待避場所への移動又は屋内での待避等を行うべきことについて、市は日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

特に、土砂災害については、危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難する訓練を行うなど、実践的な避難訓練の実施等による住民の意識啓発に努めるものとする。

- 1 避難の準備情報提供、勧告又は指示を行う基準
- 2 避難の準備情報提供、勧告又は指示の伝達方法
- 3 指定緊急避難場所及び指定避難所の名称、所在地、対象地区等対象人口及び責任者
- 4 指定緊急避難場所及び指定避難所への経路及び誘導方法
- 5 指定避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項
 - (1) 給水措置
 - (2) 給食措置
 - (3) 毛布、寝具等の支給
 - (4) 衣料、日用品の支給
 - (5) 負傷者に対する応急救護
 - (6) 暖房器具
- 6 指定避難所の管理に関する事項
 - (1) 指定避難所の管理者(原則として本市職員を指定)及び運営方法
 - (2) 避難収容中の秩序保持

- (3) 避難者に対する災害情報の伝達
- (4) 避難者に対する応急対策実施状況の周知徹底
- (5) 避難者に対する各種相談業務
- 7 指定避難所の整備に関する事項
 - (1) 収容施設
 - (2) 給食施設
 - (3) 給水施設
 - (4) 情報伝達施設
 - (5) トイレ施設（仮設トイレ、防疫用資機材、清掃用資機材等）
- 8 要配慮者に対する救援措置に関する事項
 - (1) 情報の伝達方法
 - (2) 避難及び避難誘導
 - (3) 避難所における配慮等
 - (4) 避難支援体制の整備等

市は、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、消防団、自主防災組織等の防災関係機関及び平常時から高齢者、障がい者等の要配慮者と接している民生児童委員、地域包括支援センター、介護保険事業所、障がい者団体、市社会福祉協議会等の福祉関係者並びに町内会等の地域自治会組織と協力して、要配慮者の避難支援の体制を整備し本人の同意を得るなど個人情報保護に配慮の上、要配慮者に関する情報の共有、避難支援計画の策定に努めるものとする。

また、要配慮者に対する救援措置については、民生児童委員、消防団、自主防災組織、ボランティア団体等と連携する。

- 9 避難の心得、その他防災知識の普及啓発に関する事項
 - (1) 広報誌、掲示板、パンフレット等の発行
 - (2) 標識、誘導標識等の設置
- 市は、誘導標識を設置する場合、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用し、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示する。また、災害種別一般図記号を用いた標識の見方について周知する。
- (3) 市民に対する巡回指導
 - (4) 防災訓練の実施等

第2 指定緊急避難場所の指定等

市が策定する避難計画において定める指定緊急避難場所は、災害対策基本法第49条の4の規定に基づきあらかじめ指定等の手続きをしておくものとする。また、市は、災害などの想定に応じて、必要性があると判断される場合は、近隣の市町村の協力を得て指定緊急避難場所を近隣市町村に設けるものとする。

1 指定緊急避難所の指定

市長は、防災施設の整備の状況、地形、地質その他の状況を総合的に勘案し、必要があると認めるときは、災害が発生し、又は発生する恐れがある場合における円滑かつ迅速な避難のための立ち退きの確保を図るため、下記に定める基準に適合する施設又は場所を、洪水、その他の異常な現象の種類ごとに、指定緊急避難場所として指定する。

指定した緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておく。

指定緊急避難場所は、災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生する

おそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から市民等への周知徹底に努める。

特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があること、指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うことについて日頃から市民等への周知徹底に努める。

また、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、市は、住民などが主体的に避難所を運営できるよう配慮するよう努めるものとする。

- (1) 災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、居住者等に解放され、救助者等の受入れに供すべき屋上その他の部分について、物品の設置又は地震による落下、転倒若しくは移動その他の事由により避難上の支障を生じさせないものであること。
- (2) 洪水、崖崩れ、土石流及び地すべり、大規模な火事、大量の降雨により雨水を排水できないことによる浸水、噴火に伴い発生する火山現象が発生した場合において人の生命又は身体に危険が及ぶ恐れがないと認められる土地の区域内にあるものであること。ただし次に掲げる基準に適合する施設についてはこの限りではない。
 - ア 当該異常な現象により生ずる水圧、震動、衝撃その他の予想される事由により当該施設に作用する力によって損壊、転倒、滑動又は沈下その他構造耐力上支障のある事態を生じない構造のものであること。
 - イ 洪水、浸水等が発生し、又は発生する恐れがある場合に使用する施設にあつては、想定される洪水等の水位以上の高さに居住者等の受入れの用に供すべき屋上その他の部分が配置され、かつ避難上有効な階段その他の経路があること。
- (3) 上記以外においても、下記の条件を満たすよう努める。
 - ア 延焼火災の発生するおそれが大きい地域にあつては、避難場所と避難路の選定を合わせて確実に避難が可能となるように体系だった選定を行う。
 - イ 学校のグラウンド等を選定する場合、臨時ヘリポート、応急仮設住宅建設予定箇所等と重複しないように調整する。

2 管理者の同意

市長は、指定緊急避難場所を指定しようとするときは、当該指定緊急避難場所の管理者の同意を得るものとする。

3 知事への通知等

市長は指定緊急避難場所の指定をしたときは、その旨を知事（危機管理部）に通知するとともに、公示する。

4 管理者の届出義務

指定緊急避難場所の管理者は、当該指定緊急避難場所を廃止し、又は改築その他の事由により現状に重要な変更を加えようとするときは、市長に届けるものとする。

5 指定の取消

市長は指定緊急避難場所が廃止され、又は基準に適合しなくなつたと認めるときは、指定を取消し、その旨を知事（危機管理部）に通知するとともに、公示する。

6 指定した施設の整備

市は、指定避難所となる施設については、必要に応じ、避難生活の環境を良好に保つために換気、照明等の施設の整備に努めるものとする。

市は、指定避難所において、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易

ベッド、非常用電源、衛生携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図るものとする。

市は、指定避難所又は、その近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、備蓄薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。

市は、指定避難所の学校等の施設において、備蓄のためのスペースや通信設備の整備等を進めるものとする。

第3 指定避難所の指定等

市長が策定する避難計画において定める指定避難所は、災害対策基本法第49条の7の規定に基づきあらかじめ指定等の手続きをしておくものとする。

1 指定避難所の指定

市は、想定される災害の状況、人口の状況その他の状況を勘案し、災害が発生した場合における適切な避難所（避難のための立ち退きを行った居住者、滞在者その他の者を避難のために必要な間滞在させ、又は自ら居住の場所を確保することが困難な被災した住民その他被災者を一時的に滞在させるための施設）の確保を図るため、下記に定める基準に適合する公共施設その他施設を指定避難所として指定する。

- (1) 被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模のものであること。
- (2) 速やかに被災者等を受入れ、又は生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有するものであること。
- (3) 想定される災害による影響が比較的少ない場所にあるものであること。
- (4) 車両その他の運搬手段による輸送が比較的容易な場所にあるものであること。
- (5) 主として高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者を滞在させることが想定される者にとっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられていること、要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制が整備されていること、災害が発生した場合において主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されること。
- (6) 上記以外においても、下記の条件を満たすよう努める。
 - ア 指定避難所における避難者1人当たりの必要面積は、初動期（当日～2日目）は一人当たり1㎡、展開期（3日目～3週間）は一人当たり2㎡、安定期（3週間以降）は一人当たり3㎡とする。
 - イ 指定避難所は、要避難地区のすべての住民を受入できるよう配置する。
 - ウ 指定避難所は、崖崩れや浸水などの自然災害により被災する危険がないところとする。
 - エ 原則として耐震構造（昭和56年以前に建築されたものは耐震診断を行い、安全が確認されたもの）の耐火・準耐火建築物とし、障がい者や高齢者、女性等の生活面での障害が除去され、ユニバーサルデザインへの配慮がなされている施設とする。

2 管理者の同意

市長は、指定避難所を指定しようとするときは、当該指定避難所の管理者の同意を得るものとする。

3 知事への通知等

市長は指定避難所の指定をしたときは、その旨を知事（危機管理部）に通知するとともに、公示する。

4 管理者の届出義務

指定避難所の管理者は、当該指定避難所を廃止し、又は改築その他の事由により現状に重要な変更を加えようとするときは、市長に届けるものとする。

5 指定の取消

市長は指定避難所が廃止され、又は基準に適合しなくなると認めるときは、指定を取消し、その旨を知事（危機管理部）に通知するとともに、公示する。

第4 指定緊急避難場所等を指定する場合の留意点

1 指定緊急避難場所と指定避難所とは、相互に兼ねることができる。

2 地域との事前協議

災害発生時に指定緊急避難場所等の施設開放を地域や自主防災組織で実施できるようにするなど、被災者を速やかに受け入れるための体制の整備を地域と協議のうえ進める。

3 学校を指定する場合の措置

学校を指定緊急避難場所及び指定避難所として指定する場合は、基本的には教育施設であることに留意しながら、指定緊急避難場所や指定避難所として機能させるため、教育委員会（公立学校の場合）及び学校と使用施設の優先順位、避難所運営方法（教職員の役割を含む。）等について事前の協議を行っておく。

4 県有施設の利用

市は、地域の実情等を考慮し、県有施設を指定緊急避難場所又は指定避難所として指定するときは、運営方法について運営管理者及び財産管理者とあらかじめ協議する。

なお、市から指定避難所として指定された施設の運営管理者は、財産管理者と協力し、指定避難所としての施設等の整備に努めるものとする。

第5 避難所の選定等

1 避難地区分け

- (1) 避難地区分けの境界線は、できるだけ主要道路、鉄道、河川などを横断して避難することが生じないように、地域の実情に応じて定める。
- (2) 各地区の歩行負担及び危険負担が均等になるよう配慮して地区分けを行う。
- (3) 避難人口は、夜間人口により算定し、昼間人口の増加が見込まれる地区は、増加分を加味して避難場所の受入能力を設定する。

2 避難所の機能強化

市は、避難所施設の整備を推進し、次に掲げる機能の強化に努める。

- (1) 自家用発電装置、太陽光発電その他の再生可能エネルギー利用設備等による非常時電力供給機能
- (2) 警察・消防・自衛隊等の部隊の展開、宿営の拠点、ヘリポート、物資輸送設備等の救援活動拠点機能

3 福祉避難所の確保

高齢者や障がい者などの要配慮者は、避難生活により病状が悪化する可能性があるため、安心して生活が出来るよう、設備と必要な生活支援が受けられる体制が整っている「福祉避難所」に移動することが必要となる。

福祉避難所は災害救助法の適用対象となるので、市の福祉施設のほか、特別養護老人ホーム、老人保健施設、デイサービスセンターなどを運営する社会福祉法人などと事前に協定を締結のうえ、「福祉避難所」の確保に努める。

4 その他の施設の利用

市があらかじめ指定した避難所だけで受入が困難である場合には、県を經由して内閣府と協議の上、公的宿泊施設、旅館等の施設の借り上げ等により避難所を開設することが可能であるので、あらかじめ協定を締結するなど日頃から連携に努める。

第6 避難路の選定等

市が策定する避難計画の避難路の選定基準は、概ね次のとおりとする。

- (1) 避難路は、概ね8メートル以上の幅員とし、この基準により難いときは地域の実情に応じて選定する。
- (2) 避難路が、相互に交差しないように選定する。
- (3) 火災、爆発等の危険性の高い工場等が立地する沿線を避けるなど、安全性に配慮する。
- (4) 周辺地域の状況、又は災害の状況により使用不可能となった場合を考慮し、複数の避難路を選定する。

第7 指定緊急避難場所、指定避難所、避難路及び避難指示方法等の周知

市は、居住者等の円滑な避難のための立退きに資するよう、以下の情報が記載されたハザードマップ等の印刷物を各世帯に提供するとともに、インターネット等により居住者等がその提供を受けることができる状態にするよう努める。

- (1) 異常な現象が発生した場合において人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認められる土地の区域を表示した図面
- (2) 災害に関する情報伝達方法
- (3) 指定緊急避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他円滑な避難のための立退きを確保する上で必要な事項

第8 学校、医療機関等における避難計画

学校、医療機関、工場及びその他防災上重要な施設の管理者は、それぞれの消防計画の作成において、次の事項に留意して避難に関する計画を作成し、避難対策の万全を図る。

1 学校等の避難計画

多数の園児、児童及び生徒を混乱なく安全に避難させ、身体及び生命の安全を確保するために、それぞれの地域の特性を考慮した上で、次の事項に留意して学校等の実態に即した適切な避難対策を講じる。

- (1) 避難実施責任者
- (2) 避難の順位
- (3) 避難誘導責任者及び補助者
- (4) 避難誘導の要領及び措置
- (5) 避難場所、避難路、避難の発令時期及びその指示伝達方法
- (6) 避難場所の選定、受入施設の確保並びに教育、保健、衛生及び給食の実施方法等
- (7) 避難者の確認方法
- (8) 児童、生徒等の父母又は保護者等への引渡方法
- (9) 通学時に災害が発生した場合の避難方法

2 医療施設等における避難計画

病院等においては、患者を他の医療施設、又は安全な場所へ集団的に避難させる場合を想定し、次の避難対策を予め定める。

- (1) 被災時における医療施設内の保健・衛生の確保
- (2) 入院患者の移送先施設の確保
- (3) 転送を要する患者の臨時受入場所
- (4) 搬送のための連絡方法と手段
- (5) 病状の程度に応じた移送方法
- (6) 搬送用車両の確保
- (7) 周辺の安全な避難場所及び避難所に関する通院患者に対する周知方法

3 その他の防災上重要な施設の避難計画

店舗等の不特定多数の者が出入りする施設においては、利用者の行動内容等を考慮した上で、避難場所、避難路、避難の発令並びに誘導及び指示伝達の方法について定める。

第10節 医療（助産）救護・防疫体制の整備

（健康福祉部、伊達地方消防組合、日本赤十字社福島県支部、伊達医師会、市内医療機関）

災害時には、広域的あるいは局地的に、救助や医療（助産）救護を必要とする傷病者が発生することも予想され、また、医療機関においても一時的な混乱により、その機能が停止することも十分予測されるところである。

市は、医療（助産）救護活動を迅速に実施し、人命の安全を確保するとともに、被害の軽減を図るために必要な医療（助産）救護・防疫体制の整備充実を図る。

第1 医療（助産）救護体制の整備

1 医療（助産）救護活動体制の確立

市は、災害時における医療（助産）救護活動体制について、伊達地方消防組合、日本赤十字社福島県支部、伊達医師会、市内医療機関と調整し、その体制の確立を図るものとする。

また、市内の自主防災組織においても、迅速な医療（助産）救護を実施することができるよう、救護所の指定及び整備と市民への周知、救護班の編成体制の整備を含めた医療（助産）救護体制の確立を図る。

2 災害時医薬品等備蓄供給体制の確立

市は、災害時の救護活動に必要な医薬品・衛生材料等について「福島県災害時医薬品等備蓄事業実施要綱」・「福島県災害時衛生材料等備蓄事業実施要綱」「福島県災害時医薬品等供給マニュアル」に基づき県に調達要請を行う。

また、医師会や市内薬局等に対し、それぞれの専門的見地からの協力を依頼する。

3 血液確保体制の確立

市は、災害時における血液の不足に備え、災害時の献血促進について市民への普及啓発を図る。

4 後方医療体制の整備

救護所や救急告示医療機関等では対応できない重傷病者等を搬送し、治療及び入院等の救護を行う後方医療機関として、二次医療施設の一層の充実が図られるよう、県、その他関係機関に要請する。

5 傷病者搬送体制の整備

(1) 搬送手段の確保

市は、消防機関等が現場及び救護所から傷病者を迅速、かつ、的確に後方医療機関へ搬送するための手段を複数確保しておく。

(2) 搬送経路

災害により搬送経路となるべき道路が被害を受けた場合を考慮し、後方医療機関への複数の搬送経路を確保しておく。

(3) ヘリコプター搬送

ヘリコプター離発着箇所の指定と後方医療機関までの搬送体制を確立させておく。

第2 防疫対策

1 防疫体制の確立

市は被災地における防疫体制の確立を図る。

2 防疫用薬剤等の備蓄

市は防疫用薬剤及び資機材の備蓄を行うとともに、調達計画の確立を図る。

3 感染病患者隔離受入体制の確立

市は被災地において感染症患者又は病原体保有者の発生が予測されることから、隔離病棟の把握と患者又は病原体保有者の搬送体制の確立を図る。

第3 応援医療体制の整備

災害発生時、市内に多くの負傷者が発生した場合、市内医療機関における医師の不足、医療資機材の不足が生ずる可能性があるため、市及び関係医療機関は広域的医療協力を得るための調整、整備を図るとともに、その情報連絡体制について関係機関と協議のうえ整備を図るものとする。

第1.1節 食料等の調達・確保及び防災資機材等の整備及び廃棄物処理計画の策定

(市民生活部、産業部、上下水道部、ふくしま未来農業協同組合、その他関係機関)

市及び防災関係機関は、市民の生活を確保するため、食料、飲料水等の確保に努めるとともに、災害発生時における応急対策活動を円滑に行うため、防災資機材等の整備を図る。

また、市民は、3日分の食料、飲料水等の備蓄に努めるとともに、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）を日ごろから備えておくものとする。

第1 食料、生活物資等の調達及び確保

1 食料

- (1) 市は、市民に最も身近な行政主体として地域住民の非常用食料の整備に努めるとともに、あらかじめふくしま未来農業協同組合、市内商工会等食糧関係機関、生産者等と食料調達に関する協定の締結について検討するものとする。
- (2) 非常用食料としての備蓄品は、乾パン、缶詰、粉ミルク、即席麺及びアルファ米等、保存期間が長く、かつ、調理不要のものとする。
また、高齢者、障がい者、乳幼児、病弱者等の利用にも配慮して創意工夫を講じることも必要である。
- (3) 市が備蓄を行うに当たっては、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置を考慮した分散備蓄とするとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努めるものとする。また、備蓄数量の設定に当たっては、大規模な災害が発生した場合の被害を想定し、家屋からの非常持ち出しができない避難者や旅行者等の1日分程度を目安に行うこととし、近接する市町村間の連携による備蓄量の確保など多様な方法によって確保を図る。
- (4) 市は、防災週間や防災関連行事等を通じ、自主防災組織や市民に対し、3日分の食料の備蓄に努めるよう啓発を図る。
- (5) 市は、災害応急対策に従事する職員、消防団員の食料についても確保に努める。

2 生活物資

- (1) 市は、必要に応じ生活物資の整備に努めるとともに、ふくしま未来農業協同組合、市内商工会及びその他小売業者と物資調達に関する協定の締結について検討するものとする。
- (2) 備蓄品目は、寝具（毛布等）、衣料品（下着、作業着、タオル、大人・乳児用おむつ）、炊事器具（卓上コンロ、カセットボンベ）、食器、日用雑貨、光熱材料、燃料、簡易トイレ、要配慮者向け用品などが考えられる。
また、避難所での生活が長期化する場合に必要な備品の調達について、備蓄の検討を行う。
- (3) 備蓄を行うに当たっては、集中備蓄又は避難場所の位置を考慮した分散備蓄、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努めるものとする。
また、備蓄数量の設定にあたっては、大規模な災害が発生した場合の被害を想定し、家屋からの非常持ち出しができない避難者や旅行者等の1日分程度を目安に行うこととし、近接する市町村間の連携による備蓄量の確保など多様な方法によって確保を図る。
- (4) 市は、防災週間や防災関連行事等を通じ、自主防災組織や市民に対し、生活物資や非常持出品を日ごろから備えておくよう啓発を図る。

第2 飲料水等の確保

- 1 市は、発災後3日間は被災者1人1日3リットルに相当する量を目標として、応急飲料水の確保及び応急給水資機材（給水タンク、ポリ容器、ポリ袋等）の整備に努めるとともに、自主防災組織や市民に対しても3日分の飲料水の備蓄に努めるよう啓発を図る。
また市は、食料品とともに飲料水（ペットボトル等）についても、広域的な調達能力を有する販売業者に対し、災害発生時における円滑な供給体制の整備に努めるよう要請する。
- 2 市は、平常時から応急飲料水を確保するため、飲料水用濾過器の配備と湧水・井戸水の把握に努める。
- 3 市は、災害により断水が発生した際、洗濯やトイレ等に使用できる生活用水を確保するため災害時協力井戸の登録を促進するものとする。

第3 防災資機材等の整備

1 防災資機材の整備

市、伊達地方消防組合は、災害時に必要とされる救出用などの応急活動用資機材（エンジンカッター、発電機、投光機、スコップ、ツルハシ、かけや、水防シート、土のう袋、ロープ等）の整備充実を図る。

2 備蓄倉庫等の整備

市は、公用施設、公共施設、避難所等における食料等の備蓄倉庫、防災資機材倉庫の整備に努めるものとする。

第4 災害廃棄物処理計画及び広域処理体制の確立

1 災害廃棄物処理計画の策定

市町村は、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置き場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所ゴミや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力のあり方等について、市町村災害廃棄物処理計画を策定し、具体的に示すものとする。

2 広域処理体制の確立

市は、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立に努めるものとする。十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、平時の処理能力について計画的に一定程度の余裕を持たせるとともに、処理施設の能力を維持し、災害における廃棄物処理機能の多重性や代替性の確保を図るものとする。

第12節 航空消防防災体制の整備

(市民生活部、伊達地方消防組合)

複雑多様化する災害に対し、高度で迅速、かつ、的確な対応が求められており、特に大規模林野火災や台風・地震・洪水等の災害現場に代表されるように、ヘリコプターを活用した上空からの消火、人命救助、傷病者運搬等の消防防災活動が極めて有効である。

第1 消防防災ヘリコプターの活動目的

本市の現況等を踏まえ、ヘリコプターの持つ機能・特性を生かして次のような活動に利用する。

(1) 救急・救助活動

- ・山村地域等陸上交通の不便な地域からの緊急患者の搬送
- ・傷病者発生地への医師の搬送及び医療器材等の輸送
- ・高度医療機関のない地域からの傷病者の転院搬送
- ・河川等での水難事故等における捜索・救助
- ・山岳遭難事故における捜索・救助
- ・大規模地震・山崩れ等の災害により、陸上交通が遮断された被災者等の救出及び救急搬送

(2) 災害応急対策活動

- ・地震、台風、豪雨・雪災害等の状況把握及び応急対策指揮
- ・孤立した被災地等への緊急物資、医薬品等の輸送及び応援要員、医師等の搬送
- ・各種災害等における市民への避難誘導及び警報等の伝達

(3) 火災防御活動

- ・林野火災等における空中からの消火活動
- ・火災における情報収集、伝達、市民への避難誘導等の広報と作戦指揮
- ・交通遠隔地等への消火資機材、消火要員等の輸送

(4) 災害予防対策活動

- ・災害危険箇所等の調査
- ・各種防災訓練等への参加
- ・市民への災害予防の広報

第2 場外離着陸場（臨時ヘリポート等）の確保

市は、災害発生時等におけるヘリコプターの緊急要請時において、迅速、かつ、効果的な運航体制を確立するため、県との協力のもとに場外離着陸場（臨時ヘリポート等）の指定について検討する。

第13節 防災教育

(市民生活部、教育部、伊達地方消防組合)

災害発生の防止、あるいは災害発生時における被害の軽減を図るため、市及び防災関係機関は、防災業務に従事する職員の防災知識の向上及び技能の習得を図るとともに、市民一人ひとりが日ごろから災害に対する正しい認識を身につけ、冷静、かつ、的確な対応ができるよう、防災知識の普及と防災意識の高揚に努める必要がある。

第1 市民に対する防災教育

1 防災知識の普及啓発

市及び防災関係機関は、災害予防運動期間や災害が発生しやすい時期を重点として、広く市民に防災知識の普及啓発活動を実施する。

(1) 実施の時期

① 風水害予防に関する事項		5月	～9月
	水防月間	5月1日	～5月31日
② 土砂災害予防に関する事項	土砂災害防止月間	6月1日	～6月30日
	がけ崩れ防止週間	6月1日	～6月7日
	山地災害防止キャンペーン	5月	～6月
③ 火災予防に関する事項	春季全国火災予防運動	3月1日	～3月7日
	秋季全国火災予防運動	11月9日	～11月15日
④ 雪害予防に関する事項		12月	～3月
	雪崩防災週間	12月1日	～12月7日
⑤ 地震災害に関する事項	防災とボランティア週間	1月15日	～1月21日
	防災とボランティアの日	1月17日	
	防災週間	8月30日	～9月5日
	防災の日	9月1日	

(2) 普及の内容

市は、住民に対し、次の事項について普及啓発を図るものとする。

- (ア) 最低3日間、推奨1週間分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトペーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策、飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備等の家庭での予防・安全対策
- (イ) 伊達市地域防災計画に定める避難場所、応急救護方法、住宅内外の危険箇所の把握
- (ウ) 警報等発表時や避難指示（緊急）、避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始の発令時にとるべき行動
- (エ) 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害発生時にとるべき行動、避難場所や避難所での行動
- (オ) 災害時の家族内の連絡体制等（連絡方法や避難ルールの取決め等）について、あらかじめ決めておくこと

(3) 普及の方法

各種防災訓練、講演会、研修会等の行事を開催するとともに、防災の手引き、パンフレット等を作成し、市民一人ひとりに十分内容が理解できるものとするほか、広報紙等の積極的な利用を図るものとする。

第2 防災上重要な施設における防災教育

市及び防災関係機関は、医療機関、旅館等の不特定多数の者が利用する施設においては、災害発生時において特に大きな人的被害が発生しやすいため、管理者等に対し、各種講習会等を通じて防災教育の徹底を図るものとする。

第3 防災対策要員に対する防災教育

市及び防災関係機関は、災害時における適切な判断及び各種防災活動の円滑な実施を確保するため、各機関に属する職員に対し、講習会や研修会等を開催し、必要な防災教育を実施する。

第4 学校教育における防災教育

1 趣旨

学校における防災教育は、安全教育の一環として児童・生徒及び教職員の生命、身体の安全を守るために行うものである。

これらの指導は、学校行事や学級活動を中心に各教科、道徳等、教育活動の全体を通して行うものであり、取り上げる内容や指導の方法については学校種別や児童生徒の発達段階に応じて工夫をし、特に災害発生時の安全な行動の仕方については実態に即した具体的な指導を行うことが重要である。

2 学校行事における防災教育

防災をテーマとした学校行事においては、防災意識の全校的な盛り上がりと訓練の充実を図るため、段階に応じて内容を工夫し実施するものとする。

また、一般市民向けの各種啓発用ツールの利用等により避難訓練の活性化を図ることが重要である。

3 教科目による防災教育

教科においては「社会科」、「理科」、「保健体育科」や「総合的な学習の時間」を通じて自然災害の発生の仕組み、現在の防災対策、災害時の正しい行動及び災害時の危険、負傷に対する応急処置等についての教育を行う。

また、身の回りの環境を災害の観点から見直すことにより、防災を身近な問題として認識させ、災害時に周囲の危険に気付き、的確な判断の下に安全な行動ができるようにする。

4 教職員に対する防災研修

防災委員会や職員会議を通して、教職員の防災に対する意識を高揚するとともに、災害発生時の児童生徒に対する的確な指示、誘導や初期消火及び負傷者に対する応急手当等防災に関する専門的な知識の習得及び技能の向上を図る。

第14節 防災訓練

(市、防災関係機関、市民)

災害発生時に迅速、かつ、的確な行動を行うためには、災害時にどのような行動を取るべきか、災害時の状況を想定した、日ごろからの訓練が重要である。

このため、市は、災害対策基本法第48条の規定に基づき、総合防災訓練をはじめとする各種の防災訓練を実施し、伊達市地域防災計画の習熟、防災関係機関相互の連絡協調体制の確立及び防災体制の充実を図り、併せて市民の防災意識の高揚を図る。

なお、各種の防災訓練の実施に当たっては、高齢者、障がい者等やボランティアの参加についても配慮する。

第1 総合防災訓練

1 概要

市は、大規模な地震、風水害等の発生を想定し、県の機関、防災関係機関、他の地方公共団体、町内会等の地域自治組織、自主防災組織、民間企業、ボランティア団体及び地域住民等の参加の下に総合的な防災訓練を実施し、防災対策の習熟と防災関係機関相互の連絡協調体制の確立を図り、併せて市民の防災意識の高揚を図る。

また、市は、単独あるいは他の市町と合同で総合防災訓練を毎年実施するよう努める。

2 訓練項目

次のような項目を実施することとし、地域特性や防災環境の変化に対応した訓練も適宜取り入れて行う。

- (1) 非常招集及び自主参集、災害対策本部設置、災害情報収集、被害状況調査、広域応援要請
- (2) 火災、救急・救助等の通報、救助避難訓練、避難誘導（要配慮者誘導を含む）、救助、救急
- (3) 地域住民による初期消火、消火、化学消火、林野火災防御、集団救急事故対応
- (4) 避難所設置、給水、給食（炊き出し）、ボランティア受け入れ、災害ボランティアセンターの設置
- (5) 交通規制、道路等の障害物除去、道路応急架橋、無線通信
- (6) 上水道施設応急復旧、水質検査、電力施設応急復旧、電信電話施設応急復旧、LPガス施設応急復旧、
- (7) 救援物資緊急輸送及び受け入れ・仕分け、備蓄品の供与等

第2 個別訓練

1 概要

市及び防災関係機関は、第1に掲げる総合防災訓練のほか、必要に応じて個別訓練を実施する。

2 個別訓練の種類

(1) 水防訓練

市及び防災関係機関は、水防活動に必要な知識の習得、情報の伝達等を迅速かつ徹底させるため、指定水防管理団体としての水防訓練を実施する。

(2) 通信訓練

市及び防災関係機関は、大雨、洪水等の情報の受伝達、災害発生時の被害状況の把握及び応急対策の指令を迅速、かつ適切に行えるよう通信訓練を実施する。

(3) 動員訓練

市及び防災関係機関は、災害時における職員の動員を迅速に行うため動員訓練を適宜実施する。また、勤務時間外における非常参集訓練についても適宜実施する。

(4) 災害対策本部運営訓練

市及び防災関係機関は、災害発生時の本部の設置、職員の動員配備、本部会議の招集等、本部の運営を適切に行うため、災害対策本部運営訓練を実施する。

(5) 土砂災害防災訓練

市及び防災関係機関は、土砂災害時における情報の受伝達及び被害状況の把握を迅速かつ適切に行えるよう土砂災害防災訓練を実施するとともに、住民避難訓練等を通じ住民の土砂災害に対する防災意識の高揚を図る。

(6) その他の訓練

市は、防災活動の円滑な遂行を図るため、消火、救出・救助、避難誘導、給食給水、図上演習等の訓練を実施する。

(7) 訓練の評価と伊達市地域防災計画への反映

市は、訓練の実施後においては伊達市地域防災計画、各種の行動マニュアル等が現実的に機能するかどうか、その点検・評価を行い、問題点を明らかとするとともに、必要に応じて防災体制等の改善を図る。

第3 事業所、自主防災組織及び市民等の訓練**1 概要**

災害時に自らの生命及び財産の安全を確保するためには、市民相互の協力の下、自衛的な防災活動を実施していくことが重要であり、日ごろから訓練を実施し、災害時の行動に習熟するとともに、関連する防災関係機関との連携を深めておく必要がある。

2 事業所（防火管理者）における訓練

学校、病院、工場、事業所及びその他消防法で定められた防火管理者は、その定める消防計画に基づき、訓練を毎年実施するものとする。

また、地域の一員として、事業所の特性に応じた防災対策行動により、市、伊達地方消防組合及び地域の防災組織の行う防災訓練への積極的な参加に努める。

3 自主防災組織等における訓練

自主防災組織等は、地域住民の防災行動力の強化、防災意識の高揚、組織活動の習熟及び関連防災機関との連携を図るため、市及び伊達地方消防組合等の指導の下、地域の事業所とも協調して組織的な訓練の実施に努める。

訓練項目は、情報収集伝達訓練、消火訓練、救出・応急手当訓練、給食給水訓練、避難訓練及び要配慮者の安全確保訓練などを行う。

また、自主防災組織等からの指導協力の要請を受けた防災関係機関は、関連する諸機関との連携を取り、積極的に自主防災組織等の活動等を支援する。

4 一般市民の訓練

市民一人ひとりの災害時の行動の重要性に鑑み、市をはじめとした防災関係機関は、防災訓練に際して広く市民の参加を求め、市民の防災意識の普及啓発、防災意識の高揚及び防災行動力の強化に努めるものとする。

また、市民は、防災対策の重要性を理解し、各種の防災訓練へ積極的・自主的に参加するとともに、家庭においても防災意識の高揚に努める。

第15節 自主防災組織の整備

(市民生活部、伊達地方消防組合)

災害発生の防止、あるいは災害発生時における被害の軽減を図るためには、市及び防災関係機関が防災対策を講ずるとともに、地域住民が“自らの命と地域は自分たちで守る”という意識のもとに自主防災組織を結成し、地域における相互扶助による防災活動の中心としての自主防災組織において、日ごろから積極的に活動を行うことが重要である。

第1 自主防災組織の育成指導

市及び防災関係機関は、自主防災組織の設置及び自主防災活動の充実を促進するため、地域住民に対し、自主防災組織の必要性等について、積極的に広報活動を展開するとともに、研修会（自主防災組織の中心となるリーダーの育成研修会を含む）、防災訓練等を開催し、これらの行事を通じて地域住民の連帯意識を醸成し、コミュニティ活動の中核としての自主防災について十分な理解を得られるよう努めるものとする。

また、市は、自主防災組織整備計画を策定し、計画的な組織の育成を図るとともに、災害時において有効な自主防災活動が図れるよう、組織の充実強化のための指導及び自主防災組織の中心となるリーダー育成のための研修を行い、さらに自主防災組織の資機材の整備や活動拠点の整備に努めるものとする。なお、その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

第2 自主防災組織の編成基準

自主防災組織の編成に当たっては、地域に密着して迅速、かつ、的確な災害応急活動が行えることが重要であり、また、近隣住民相互の密接な連携を確保する点からも、行政区単位の規模で編成するものとする。

なお、組織の編成に当たっては、次の点に留意するものとする。

- (1) 大規模な組織については、地域の実情を踏まえ適正規模の地域単位となるよう努める。
- (2) 他地域への通勤等により昼間人口が減少する地域においては、日中の活動が確保できる規模とする。
- (3) 地域内に事業所がある場合は、事業所と協議の上、事業所内の自衛消防組織を地域の自主防災組織に積極的に位置づけを図る。
- (4) 自主防災組織は、防災活動実施のため、基本的事項について規約等を設け、その活動内容を明確にする。

第3 自主防災組織の活動

1 自主防災計画の策定

自主防災組織は、災害に対し効果的な活動ができるよう、あらかじめ自主防災計画を策定し、次の事項について記載しておくものとする。

- ① 各自の任務分担
- ② 地域内での危険箇所
- ③ 訓練計画
- ④ 各世帯への連絡系統及び連絡方法
- ⑤ 出火防止、初期消火、応急手当の実施方法
- ⑥ 避難場所、避難経路、避難の伝達方法
- ⑦ 消火用水、その他の防災資機材等の配置場所の周知及び点検方

2 日常の自主防災活動

(1) 防災知識の普及等

万一の災害発生に迅速、かつ、的確に対応するため、日ごろから集会等を活用して日常からの備えとしての非常持出品の準備や災害に対する正しい知識の普及に努めるとともに、危険箇所の把握や避難場所、避難所、避難路などを確認し、地域の防災マップを作成するなど地域の防災環境の共有化に努める。

なお、民生児童委員等との連携を図りながら、地域内における高齢者、障がい者等のいわゆる要配慮者の確認にも努めるものとする。

(2) 防災訓練等の実施

災害発生時において迅速、かつ、適切に対処するためには、日ごろから各種訓練等を行い、各自が防災活動に必要な知識及び技術を習熟し、また、活動時の指揮連絡系統を明確にしておく必要がある。

そのため、自主防災組織が主体となり、市及び防災関係機関等の協力のもとに、次のような訓練の実施に努める。

① 災害情報の収集伝達訓練

災害時における防災関係機関からの情報を正確、かつ、迅速に地域住民に伝達し、また、地域の被害状況をこれらの関係機関に正確に通報する訓練を実施する。

② 消火訓練

火災の拡大・延焼を防ぐため、実際に消火器等の消防用資機材を使用した初期消火訓練を行い、消火に必要な機器操作技術及び知識を習得する。

③ 救出・応急手当の実施訓練

災害に伴う負傷に対しては、消防機関が来るまでの間、地域において住民が一致協力して負傷者の救出・手当を行うことが重要であることから、救出用資機材の使用法や自動体外式除細動器(AED)の操作方法等の習熟に努めるとともに、伊達地方消防組合・保健センター・日赤等の指導のもとに適切な応急救治方法の習得に努める。

④ 給食給水訓練

学校、各家庭の限られた資機材を利用して食料を確保したり、配給方法などについて習熟を図る。

⑤ 避難訓練

各家庭の非常持出品を準備するとともに、避難誘導班を中心として秩序ある避難ができるようにする。

また、避難に際しては、要配慮者の安全確保並びに避難の誘導、支援方法についての確認訓練も併せて行うものとする。

(3) 防災用資機材等の整備・点検等

自主防災組織は、災害時に迅速、かつ、適切な活動を行うために、活動に必要な防災資機材の整備に努めるとともに、資機材の定期的な点検を実施し、非常時においても確実に対応できるよう備えるものとする。

第4 地区防災計画の作成

市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同で防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、市と連携して防災活動を行うこととする。

市は、市地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、市地域防災計画に

地区防災計画を定めるものとする。

第16節 要配慮者予防対策

(市民生活部、健康福祉部、こども部、社会福祉協議会、医療機関)

高齢者、乳幼児、傷病者、障がい者（児）及び外国人等いわゆる「要配慮者」が災害の発生時において犠牲になる場合が多くなっている。

こうした状況を踏まえ、今後は、「要配慮者」の防災対策を積極的に推進していくことが、重要な課題となっている。

第1 避難行動要支援者名簿の作成、利用及び提供

1 避難行動要支援者名簿の作成

市は、市内に居住するよう配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（避難行動要支援者）の把握に努めるとともに、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎とする名簿を作成する。

また、平成25年の災害対策基本法の改正に基づき策定された「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針に基づき、作成済みである「伊達市災害時要援護者支援計画（全体計画）」を見直し、「避難行動要支援者避難支援プラン（全体計画）」として位置づけ、避難行動要支援者の安全確保体制の整備を図るものとする。

(1) 避難行動要支援者の範囲

原則として、在宅の者で、避難することに支障があるすべての者（高齢者、障がいのある方、難病患者、乳幼児、妊産婦など）を対象とする。

なお、次の①～⑤の者を「優先把握対象者」と位置づけるものとする。

- ① 75歳以上の高齢者のみで生活する世帯の方
- ② 介護保険の要介護認定が要介護3以上の方
- ③ 身体障害者手帳を保有し、障害程度が1級又は2級の方
- ④ 療育手帳を保有し、障害程度がAの方
- ⑤ 精神保健福祉手帳を保有し、障害程度が1級の方
- ⑥ 乳幼児、日中一人暮らしとなる高齢者など、上記の①～⑤に該当しない場合でも、避難することに支障がある、または不安のある方

(2) 避難行動要支援者名簿の記載事項

避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

- ① 氏名
- ② 生年月日
- ③ 性別
- ④ 住所
- ⑤ 電話番号・緊急時家族等の連絡先
- ⑥ 避難行動要支援者の区分
- ⑦ 家族構成・特記事項等（避難移動について・障がいの状況・特殊な治療）
- ⑧ 居住建物構造
- ⑨ かかりつけ医療機関・現在利用している介護保険サービス・障がい福祉サービスの事業所
- ⑩ ケアマネージャー、または相談支援専門員

(3) 避難行動要支援者情報の利用及び取得

① 市内部での情報集約

避難行動要支援者に該当する者を把握し、避難行動要支援者名簿を作成するため、関係部局で把握している要介護高齢者、障害者等の情報を集約する。

② 都道府県等からの情報の取得

避難行動要支援者名簿の作成のため必要があると認めるときは、災害対策基本法第49条の10第4項の規程に基づき、関係都道府県知事その他の者に対して、市が把握していない要配慮者の情報の提供を求めることができる。

(4) 避難行動要支援者名簿の更新と共有

市は、避難行動要支援者名簿を最新の状態に保つため、少なくとも年に一度、避難行動要支援者名簿の情報の総確認を行うと共に、日頃から以下の方法により、避難行動要支援者の把握に努める。名簿を更新した場合は、避難行動要支援者名簿を情報提供している避難支援等関係者にも定期的に周知する。

① 転入者の把握

避難行動要支援者の要件に該当する要介護高齢者、障害者等が、要介護認定等の変更により新たに転入してきた場合、関係部局はその情報を避難行動要支援者名簿の作成・管理を行う部局に連絡する。

② 要介護認定等の変更

避難行動要支援者の要件に該当していなかった要介護高齢者、障害者等が、要介護認定の変更により、新たに避難行動要支援者の要件に該当するようになった場合や避難行動要支援者の要件を満たさなくなった場合、関係部局はその情報を避難行動要支援者名簿の作成・管理を行う部局に連絡する。

③ 死亡や転出

避難行動要支援者の死亡や転出が確認された場合、関係部局はその情報を避難行動要支援者名簿の作成・管理を行う部局に連絡する。

④ 長期入院・入所

避難行動要支援者が社会福祉施設等へ長期入所したことを把握した場合、関係部局はその情報を避難行動要支援者名簿の作成・管理を行う部局に連絡する。

2 避難行動要支援者名簿の利用及び提供

避難行動要支援者名簿は、市が行う避難支援等の実施のために内部で利用すると共に、いざというときの円滑かつ迅速な避難支援等の実施のため、避難行動要支援者本人から同意を得た上で、あらかじめ避難支援の実施に必要な限度で避難支援等関係者に提供する。また、市は、災害が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を保護するために特に必要があるときは、その同意の有無に関わらず、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に名簿情報を提供することができるものとする。

(1) 避難支援等関係者の範囲

避難行動要支援者名簿の情報を提供する避難支援等関係者は、次に掲げる機関等とし、災害発生時には、避難行動要支援者の安否確認や避難誘導等の協力を求める。

① 消防機関

② 警察

③ 民生児童委員

④ 市社会福祉協議会

⑤ 自主防災組織

⑥ 町内会長

- ⑦ 福祉事業者
- ⑧ その他災害時に避難行動要支援者の避難支援等を行う者

(2) 適正な情報管理

避難行動要支援者名簿の提供に際しては、避難支援等関係者が適正な情報管理を図るよう、以下の事項に留意して行う。

- ① 避難行動要支援者名簿の提供には、秘匿性の高い個人情報も含むため、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供する。
- ② 災害対策基本法に基づき避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明する。
- ③ 施錠可能な場所に避難行動要支援者名簿の保管を行うよう指導すること
- ④ 避難行動要支援者名簿を必要以上に複製しないよう指導すること。
- ⑤ 避難行動要支援者名簿を取り扱う者に限定するよう指導する。
- ⑥ 名簿情報の取り扱い状況を報告させること。
- ⑦ 避難行動要支援者名簿の提供先に対し、個人情報の取り扱いに関する研修会を開催する。

3 避難のための情報伝達

市は災害が発生するおそれがある場合は、「伊達市避難勧告等の発令基準」に基づき、避難勧告等を適切に発令し、その発令に当たっては避難行動要支援者が円滑に避難できるよう以下の事項に留意して行う。

(1) 避難準備・高齢者等避難開始等の発令・伝達

避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難に当たっては、「自主避難の呼びかけ」「避難注意情報」等の「避難準備・高齢者等避難開始」の発令が重要であるため、適切に「避難準備・高齢者等避難開始」を発令する。その発令・伝達に当たっては、高齢者、障害者等にも分かりやすい言葉や表現を使って行う。

(2) 多様な手段の活用による情報伝達

自然災害発生時等は迅速かつ着実に避難指示（緊急）が伝達できるよう、各種情報伝達の特徴を踏まえ、防災行政無線、広報車、携帯端末等による緊急速報メールを活用するなど複数の手段を組み合わせることで情報伝達を行う。

4 避難行動要支援者の避難支援

避難行動要支援者の生命又は身体を保護するため、災害発生時には、避難支援等関係者があらかじめ市から提供された避難行動要支援者名簿を基に避難支援等を行うものとする。

(1) 避難支援等関係者等の対応原則

避難支援等関係者はあらかじめ市から提供された避難行動要支援者名簿を基に、避難行動要支援者の避難支援等を行うが、避難支援等の実施に当たっては、避難支援等関係者本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることを前提とした上で、できる範囲で行うものとする。

(2) 避難支援等関係者等の安全確保措置

市は、避難行動要支援者及び避難支援等関係者に対して、避難の必要性や避難行動要支援者名簿の活用等について説明するとともに、避難支援等を行う避難支援等関係者の安全確保のための措置をとる。

5 個別計画の策定

市は、民生児童委員や社会福祉協議会、自主防災組織や自治会、福祉事業者等に、避難行動

要支援者と避難支援等関係者の打合せの調整、避難支援等関係者間の役割分担の調整等を行うコーディネーターとしての協力を得て、それらのものと連携しつつ、一人一人の個別計画の作成内容や進捗状況、フォローアップ状況等を把握し、実効性のある避難支援等がなされるよう、個別計画の策定を進める。

第2 社会福祉施設における対策

1 施設等の整備

社会福祉施設の利用者は高齢者、障がい者及び乳幼児で、災害時には、移動の面などで支障が生じる「避難行動要支援者」であるため、施設の管理者は、施設そのものの安全性の確保に努める。

2 組織体制の整備

社会福祉施設の管理者は、災害発生の予防や、災害が発生した場合に迅速かつ確に対応できるよう、あらかじめ防災組織を整備し、施設職員の役割分担、動員計画、緊急連絡体制等を整備し周知を図る。

また、施設の管理者は、市との連携のもとに、他の施設並びに近隣住民及びボランティア組織との日常の連携が密になるよう努め、入所者の実態等に応じた協力が得られるよう体制づくりを行う。

さらに、入所者を施設相互間で受け入れする協定の締結を検討し、施設が被災した後の体制の整備に努める。

3 緊急連絡体制の整備

社会福祉施設の管理者は、災害発生に備え、消防機関等への緊急時における情報伝達の手段、方法を確立しておくとともに、施設相互の連携協力関係の強化を図るため、市の指導の下に緊急連絡体制を整備する。

4 防災教育・防災訓練の充実

社会福祉施設の管理者は、施設の職員や入所者が災害等に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等についての理解や関心を高めるため、定期的に防災教育を実施する。

また、施設の職員や入所者が、災害時の切迫した危機的状況下にあっても適切な行動がとれるよう各々の施設の構造や、入所者の判断能力、行動能力等の実態に応じた防災訓練を定期的実施する。

特に、自力避難が困難な者等が入所する施設においては、職員が手薄になる夜間における防災訓練も定期的実施するよう努める。

さらに、災害に起因する入所者の過度の不安状態（パニック）、感情の麻痺、無力感等の症状（心的外傷後ストレス障害（PTSD））の顕在化に備え、症状、対処方法等に関して職員に対する教育を実施する。

第3 在宅の要配慮者対策

1 情報伝達体制の整備

市は、ひとり暮らし高齢者、寝たきり高齢者、障がい者、要介護者等の在宅の要配慮者の安全を確保するため、緊急通報システムによる情報伝達体制の整備に努め、二次災害の防止策にも努める。

2 防災知識の啓発

市は、要配慮者及びその家族に対し、パンフレット、チラシ等の配布により防災意識を啓発するとともに、地域の防災訓練等への本人の参加により、災害に対する基礎的知識等の理解を高めるよう努める。また、災害による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、警報や避難指示等の意味と内容の説明など啓発活動を行うものとする。

3 支援体制等の整備

市は、災害発生時に避難行動要支援者を適切に避難誘導するため、民生児童委員等の協力を得ながら、平常時から避難行動要支援者を把握しておくなど、避難誘導體制の整備に努める。

特に発災初期においては、市等の防災関係機関の対応が著しく制限されることが予想されるため、町内会等の地域自治組織、自主防災組織等において避難行動要支援者の所在をあらかじめ把握し、発災時においては、地域住民による救出、避難誘導活動を行うことが重要となる。

また、市は、避難行動要支援者が避難する際に使用する、避難用器具等の整備に努めるものとする。

第4 外国人への防災対策

市は、言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人をいわゆる「要配慮者」として位置付けし、災害発生時に迅速、かつ、的確な行動ができるよう、支援体制を構築するとともに、外国人本人に対しては多様な機会に防災対策の周知に努める。

第5 避難所への移送

市は安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努めるものとする。

第6 避難所における要配慮者支援

1 避難所における物理的障壁の除去（ユニバーサルデザイン化）の推進

市が避難所として指定する施設は、障がい者や高齢者などの生活面での物理的障壁が除去（ユニバーサルデザイン化）され、ユニバーサルデザインへの配慮がなされている公的施設とすることを原則とするが、やむを得ずユニバーサルデザイン化されていない公的施設を避難所として指定する場合には、多目的トイレ等の設備を速やかに設置できるよう、あらかじめ施設の整備に努める。また、介助、援助を行うことができる部屋を別に設けるなど、要配慮者の尊厳を尊重できる環境を整備するよう努めるものとする。

2 福祉避難所の指定

市は、宿泊が可能な市内の公的施設、社会福祉施設等、避難所での生活において特別な配慮を必要とする者が避難できるような機能等を有する施設等を福祉避難所としてあらかじめ指定しておくものとし、避難生活を支援するために必要となる専門的人材の確保に関して、関係団体等と連携を図り、災害時に人的支援を得られるような受入体制を構築する。

第17節 ボランティアとの連携

(市民生活部、健康福祉部、社会福祉協議会、日本赤十字社福島県支部)

大規模な災害発生時における県内外からのボランティアの受け入れに対して、災害ボランティアセンターを設置の上、市及び市社会福祉協議会などが相互に協力し、ボランティアの受付、調整等を行う。

また、ボランティアの受け入れに際しては、医療、看護、高齢者介護や外国人との会話力等ボランティアの技能が効果的に生かされるよう配慮する。

第1 ボランティア活動の意義

災害時におけるボランティア活動には、行政が実施すべき応急対策の補完的な役割を果たすものと、被災者個人の生活維持や再建を支援するものがある。

こうした意義を踏まえ、ボランティア活動が災害時において効果的に行われるよう、支援体制の確立が必要である。

第2 ボランティア団体等の把握、登録等

災害発生と同時に各地からボランティアが参集することが予想される。これらのボランティアは、組織化された集団ではない場合が多く、市が個々のボランティア活動を把握することは困難である。

そのため、市と市社会福祉協議会などが連携を図りながら、災害ボランティアセンターを設置し、ボランティア団体及び専門的な知識、技能を持つボランティアの把握に努める。

第3 ボランティアの連携体制の整備

1 情報共有

ボランティアは、被災地のどこでどの分野のどのような活動が求められているのか、ボランティアニーズの把握が必要であり、情報なしに効果的な活動を行うことは困難である。

そのため、市と市社会福祉協議会等が連携を図りながら、災害対策本部の指示のもと、災害ボランティアセンターにおいてボランティアニーズを集中管理し、ボランティア活動に関する窓口として、情報の提供に努める。

2 コーディネート体制の整備

市が個々にボランティア活動を把握することは非常に困難であるため、災害時において行政とボランティア間を取り持ち、ボランティアの指導、総合調整にあたるボランティアコーディネーターが有効である。

市と市社会福祉協議会等が連携を図りながら、災害ボランティアセンターを設置し、ボランティアコーディネーターを配置、コーディネート体制を確立する。

コーディネートにおいては、災害対策本部の指示のもと、市が行う災害応急対策の支障とならないよう努める。

また、自発性にもとづくボランティアの特性が生かされるよう、極力、民間の関係団体が組織運営の主体となるよう努める。

なお、市は、災害時におけるボランティア活動の拠点となる施設の提供について、あらかじめ検討する。

3 ボランティア保険

市、市社会福祉協議会及び日本赤十字社福島県支部は、ボランティア活動中の事故や賠償事故の保障に効果のあるボランティア保険の普及啓発を図る。

また、市社会福祉協議会は、ボランティア募集を行った場合等のボランティア保険の助成について検討する。

第4 ボランティアの活動内容

ボランティアの活動内容は、主として次のものが想定される。災害発生時は、市と市社会福祉協議会等が連携を図りながら必要なボランティア活動内容を精査し、ボランティアの有効な活用を図る。

- 1 災害・安否・生活情報の収集
- 2 炊出し、その他の災害救助活動
- 3 医療、看護
- 4 高齢者介護、看護補助、外国人への通訳
- 5 清掃及び防疫
- 6 災害応急対策物資、資材の輸送及び配分
- 7 応急復旧現場における危険を伴わない軽易な作業
- 8 災害応急対策事務の補助
- 9 土砂災害危険箇所の応急危険度判定
- 10 無線による情報収集及び伝達

第18節 危険物施設等災害予防対策

(市民生活部、伊達地方消防組合、各危険物取扱事業者)

台風等風水害による危険物等貯蔵施設に係る危険物災害並びに毒・劇物による災害を未然に防止するため、自主保安体制の強化と危険物施設の構造・設備を充実強化させることにより、危険物施設等の安全性を高めるなどの防災対策の確立を図るものとする。

第1 危険物施設災害予防対策

1 現況

現在、石油類をはじめ種々の危険物は、エネルギー源、各種産業における原材料として欠くことができず、また、生活様式の高度化により広く一般家庭に浸透している。

危険物による災害を未然に防ぐため、増加する危険物施設に対し、有効な指導ができるよう、県と消防関係機関は、危険物取扱者の資質向上及び自主保安体制の確立を目的に、危険物取扱者に対する危険物取扱者保安講習等の啓発教育事業を実施している。

2 防災体制の確立

危険物取扱事業者は、危険物取扱施設の不備を除去し、災害による危険物の漏えい、延焼等の二次災害の発生防止に努め、また、二次災害が発生した場合に対処するため、初動措置として実施すべき事項を明確にしておくものとする。

3 事業計画

(1) 施設強化計画

危険物取扱事業者は、災害発生時における事故防止のため、日常点検、定期点検等により、危険物取扱施設が消防法等に規定する技術上の基準に適合し維持されるよう管理を徹底し、また、危険物の漏えい、落下、延焼等の防止が図られるよう施設の改善に努めるものとする。

(2) 予防教育計画

危険物取扱事業者は、事業所従事者に対し、災害時の危害防止対策や防災体制等についての災害予防教育を実施し、災害発生時の被害の減少を図るものとする。

(3) 防災資機材等の整備等

災害防止作業に必要な防災資機材等を常に使用可能な状態とするための整備、点検を行うものとする。

(4) 防災訓練の実施

災害発生後に迅速、かつ、的確に防災活動を行えるよう、できる限り実践に即した訓練を実施するものとする。

(5) 自主保安体制の確立

市及び伊達地方消防組合は、県と協力し関係事業所の自主保安体制を向上させ、災害時の事故発生を抑止するため必要な措置を講ずるものとする。

4 安全対策の強化

市は、災害発生時における危険物による二次災害の発生及び拡大を防止するため、保安体制の確立、適正な施設の維持管理及び貯蔵取扱い基準の遵守を図り、危険物取扱施設、公道上での移動タンク貯蔵所等の伊達地方消防組合による予防査察指導の強化、効率化を図る。

第2 火薬類施設災害予防対策

1 現況

火薬、爆薬をはじめとする火薬類は、土木、碎石、鉱山などの幅広い産業分野において活用されており、火薬類の製造、貯蔵、消費、移動等に当たっては、社員等に対し、保安教育等災害防止対策を行っている。

また、県(生活環境部)においては、火薬類の爆発等の災害防止及び盗難を防止するため、保安検査、立入検査及び保安指導を実施している。

2 防災体制の確立

製造業者、販売業者及び消費者(以下「関係事業者」という。)は災害の発生するおそれがある場合、又は発生した場合に対処するため、初動措置として実施すべき事項を明確にしておくものとする。

3 事業計画

(1) 製造所、火薬庫、火薬類取扱所、火工所及び庫外貯蔵所の強化計画

ア 製造所、火薬庫、火薬類取扱所、火工所及び庫外貯蔵所の構造物(以下「施設等」という。)は、火災等による爆発等防止及び盗難防止を図るため、火薬類取締法に基づく管理を徹底するものとする。

また、火薬庫については、火薬庫定期自主検査指針に基づき、定期的に自主検査を行うものとする。

イ 貯水槽等の消防用設備は、常に良好な状態に維持するものとする。

(2) 予防教育計画

ア 火薬類取締保安責任者及び従事者に対し、手帳制度に基づく再教育講習、保安教育講習を受講させ、災害防止及び盗難防止の徹底を図るものとする。

イ 関係事業者は、保安教育計画に基づく保安教育を実施し、保安の推進を図るものとする。

(3) 防災資器材等の整備等

災害防止作業に必要な防災資器材を常に使用可能な状態とするための整備、点検を行うものとする。

(4) 防災訓練の実施

水害等発生後に迅速かつ的確に防災活動を行えるよう、できる限り実践に即した訓練を実施するものとする

(5) 関係事業者の自主保安体制

県(生活環境部)は、関係事業者の自主保安体制の促進を図るため、次の措置を講じるものとする。

ア 施設等の定期自主検査の確実な実施及び適正な維持について、指導するものとする。

イ 危害予防週間における保安教育等の確実な実施及び各種教育訓練の実施について、指導するものとする。

第3 高圧ガス施設災害予防対策

1 現況

高圧ガスについては、化学工場をはじめとして各種工場、冷凍倉庫から病院に至るまで幅広く使用されており、高圧ガスの製造、貯蔵、消費、移動等に当たっては、社員等に対し、保安教育等災害防止対策を行っている。

また、県(生活環境部)においては、ガスの漏洩、爆発、火災による災害を防止するため、高圧ガス製造事業所等に対する保安検査、立入検査及び保安指導を実施している。

2 防災体制の確立

高圧ガス製造事業者等は、災害が発生するおそれがある場合、又は発生した場合に対処する

ため、初動措置として実施すべき事項を明確にしておくものとする。

3 事業計画

(1) 災害予防のための設備計画

過去の風水害等による被害想定を行い、設備等の強化を段階的に実施するものとする。

(2) 予防教育計画

保安統括者及び製造保安係員等に対し、保安教育講習を実施し、災害防止の徹底を図るものとする。

(3) 防災資器材等の整備等

復旧作業に必要な防災資器材等を整備しておくものとする。

ただし、自社による整備が困難な場合は、関係団体等からの調達ルートを確立しておくものとする。

(4) 防災訓練の実施

災害発生時に迅速かつ的確に防災活動を実施するため、行政機関の防災計画との関連も考慮して、災害対策本部の活動、現地対応について、できる限り実践に即した訓練を実施するものとする。

(5) 関係事業者及び関係団体への自主保安体制の推進

県（生活環境部）は、高圧ガス製造事業者等及び関係団体の自主保安体制の促進を図るため、次の措置を講じるものとする。

ア 高圧ガス設備の定期自主検査の確実な実施及び適正な維持について指導するものとする。

イ 福島県地域防災協議会、福島県LPガス卸売協議会、福島県一般高圧ガス協会、福島県冷凍設備保安協会及び（社）福島県冷凍空調設備工業会の育成及び自主保安体制の促進を図るため、積極的な支援を行うものとする。

ウ 高圧ガス危害予防週間における保安教育等の確実な実施及び各種教育訓練の実施について、指導するものとする。

エ 災害予測段階での体制の確立及び災害発生時における対応マニュアル等の整備について、指導を実施するものとする。

第4 毒物・劇物施設災害予防対策

1 防災体制の確立

毒物劇物取扱事業所は、地震による災害の発生に伴う毒物・劇物の製造、販売、貯蔵等の取扱施設からの飛散、漏れ、しみ出し若しくは流れ出し、又は地下にしみ込むことによる二次災害に備え、毒物劇物危険防止規定に基づく組織体制及び緊急連絡等情報網並びに初動措置として実施すべき事項について整備するものとする。

2 事業計画

(1) 毒物劇物取扱事業所の強化計画

ア 毒物劇物取扱事業者は、製造、販売、貯蔵等の取扱施設が毒物劇物取締法（以下この項目において「法」という。）に規定する技術上の基準に適合し、維持されているかについての定期自主検査を徹底するものとする。

また、運送においては、交通事故等に十分注意し、法に規定する運搬の基準を遵守するものとする。

イ 消防用設備は、常に良好な状態に維持するものとする。

ウ 毒物劇物配管系については、耐震性の強化等を図るものとする。

エ 毒物劇物設備関連施設の液状化対策を図るものとする（防液堤等の関連設備の液状化対策）。

オ 地震時の災害拡大防止のための安全管理を図るものとする（計装制御系、保安電力系の耐震化対策）。

カ タンク・搭槽類の耐震性能の維持、管理の徹底を図るものとする(基礎部の補修、不同沈下の測定の確実な実施)。

(2) 予防教育計画

毒物劇物取扱事業者の毒物劇物取扱責任者や保安責任者等は、事業所従事者に対し、災害時危害防止対策や防災体制等についての災害予防教育を実施し、災害防止の徹底を図るものとする。

(3) 防災資機材等の整備

毒物劇物取扱事業者は、取り扱う毒物・劇物に対する保護具、中和剤等防災資機材の整備及び点検を行い、常に良好な状態に維持するものとする。

(4) 防災訓練の実施

毒物劇物取扱事業者は、災害発生時に迅速かつ的確に防災活動を行えるよう、できる限り実践に即した防災訓練を行うものとする。

(5) 毒物劇物取扱事業者及び関係団体への自主保安体制の推進

県(保健福祉部)は、毒物劇物取扱事業者及び関係団体への自主保安体制の促進を図るため、次の措置を講じるものとする。

ア 法に基づく製造、貯蔵、取扱、運送現場に対する立入検査を強化するとともに、法や基準の遵守及び定期自主検査の徹底を指導するものとする。

イ 予防教育の徹底を図るため、毒物劇物取扱事業者の毒物劇物取扱責任者や保安責任者等に対し、災害時危害防止対策や防災体制等についての災害予防講習を実施し、災害防止の徹底を図るものとする。